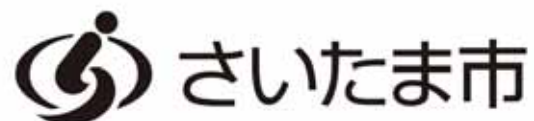


平成 2 3 年度

国の施策・予算等に対する提案・要望

平成 2 2 年 8 月



平成23年度国の施策・予算等に対する提案・要望

さいたま市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さいたま市は、新たな時代を切り拓くため、「子どもが輝く“絆”で結ばれたまち」を目指し、「徹底した行財政改革」と「生産性の高い都市経営」により、市民一人ひとりが、しあわせを実感できるまちづくりを進めています。

現在、我が国は多くの課題に直面しております。世界に例のないスピードで進む少子高齢化、既に始まった人口減少社会、新興国の台頭に伴う食料・エネルギー問題等、国家の基礎とも言える部分が大きく変化しようとしております。

さらに、一昨年の金融危機に端を発した未曾有の経済危機は、我が国の産業に大きな打撃を与え、いまだに、深刻な雇用不安や社会不安が継続しております。

このような状況の中、本市においても、平成22年度地方交付税の交付団体となるなど厳しい財政状況が続いております。

本提案・要望書は、地域主権改革をはじめとした、本市の様々な取組を進めるに当たり、国において制度及び予算などについて、ご検討いただきたい主な事項を取りまとめております。

つきましては、今後の施策の展開に当たり、厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、さいたま市の提案・要望の実現について、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年8月

さいたま市長 清水 勇人

目次

地域主権

- 1 地域主権改革の断行 2
- 2 新たな大都市制度「特別自治市（仮称）」の創設 5
- 3 臨時財政対策債制度の抜本的な見直し 6

経済・雇用

- 4 緊急経済対策事業等の恒久化 8

子ども

- 5 子ども手当制度の再構築 10
- 6 子育て環境整備の拡充に向けた制度等の拡充 12
- 7 育児休業給付金給付率の引上げ 14

教育

- 8 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し 18
- 9 公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し 20

高齢者

- 10 高齢者のための新たな医療制度について 22

健康・安全・安心

- 11 予防接種制度の更なる充実 26
- 12 新型インフルエンザ対策 28
- 13 生活保護受給者の急増対策 30
- 14 国民健康保険財政の確立 32
- 15 介護保険制度の拡充 34
- 16 国民保護の推進 36
- 17 地震防災対策の充実強化 38
- 18 義務教育施設等の整備・改修の促進 40
- 19 消防救急無線のデジタル化に係る支援制度の拡充 42

環境・まちづくり

- 20 電気自動車(EV)の普及促進 44
- 21 緑地の保全・創出に向けた制度の拡充 49
- 22 太陽光発電等における全量固定価格買取制度の構築 53
- 23 補償金免除繰上償還制度の拡充 54
- 24 循環型社会の構築に向けて 55
- 25 高速鉄道東京7号線の延伸促進 59
- 26 スポーツに関する施策の充実・強化 62

目次（省庁別）

内閣官房	
国民保護の推進	36
内閣府	
地域主権改革の断行	2
新たな大都市制度「特別自治市（仮称）」の創設	5
緊急経済対策事業等の恒久化	8
子ども手当制度の再構築	10
育児休業給付金給付率の引上げ	14
地震防災対策の充実強化	38
電気自動車(EV)の普及促進	44
総務省	
地域主権改革の断行	2
新たな大都市制度「特別自治市（仮称）」の創設	5
臨時財政対策債制度の抜本的な見直し	6
緊急経済対策事業等の恒久化	8
子ども手当制度の再構築	10
義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し	18
国民保護の推進	36
消防救急無線のデジタル化に係る支援制度の拡充	42
補償金免除繰上償還制度の拡充	54
スポーツに関する施策の充実・強化	62
財務省	
臨時財政対策債制度の抜本的な見直し	6
子ども手当制度の再構築	10
育児休業給付金給付率の引上げ	14
義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し	18
緑地の保全・創出に向けた制度の拡充	49
文部科学省	
義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し	18
公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し	20
義務教育施設等の整備・改修の促進	40
スポーツに関する施策の充実・強化	62
厚生労働省	
子ども手当制度の再構築	10
子育て環境整備の拡充に向けた制度等の拡充	12
育児休業給付金給付率の引上げ	14
高齢者のための新たな医療制度について	22
予防接種制度の更なる充実	26
新型インフルエンザ対策	28
生活保護受給者の急増対策	30
国民健康保険財政の確立	32
介護保険制度の拡充	34
経済産業省	
電気自動車(EV)の普及促進	44
太陽光発電等における全量固定価格買取制度の構築	53
循環型社会の構築に向けて	55
国土交通省	
電気自動車(EV)の普及促進	44
緑地の保全・創出に向けた制度の拡充	49
高速鉄道東京7号線の延伸促進	59
環境省	
電気自動車(EV)の普及促進	44
太陽光発電等における全量固定価格買取制度の構築	53
循環型社会の構築に向けて	55

地域主権

地域主権改革の断行

新たな大都市制度「特別自治市（仮称）」の創設

臨時財政対策債制度の抜本的な見直し

地域主権改革の断行

〔内閣府・総務省〕

【提案・要望事項】

「地域主権戦略大綱」に盛り込まれた内容をはじめ、地域主権改革を大胆かつ着実に進めること

- 1 国の出先機関については、原則廃止を徹底し、地方への事務・権限の移譲を進めるに当たっては、いわゆる「手挙げ方式」など、地方の発意による選択的实施が可能となるような仕組みを構築すること
- 2 一括交付金はあくまでも税源移譲までの経過措置とした上で、制度設計に当たっては、用途を原則無制限化し、対象範囲の極大化を図るとともに、補助金等適正化法以外の仕組みを導入するなど、既存の補助金、交付金とは違う、より一般財源に近いものとする
- 3 一括交付金は、地方が事業を執行するために必要となる総額を確保する観点から、対象となる国庫補助負担金の額と同額を確保すること
- 4 「国と地方の協議の場」を早急に法制化し、指定都市の代表を必ず加えて開催すること

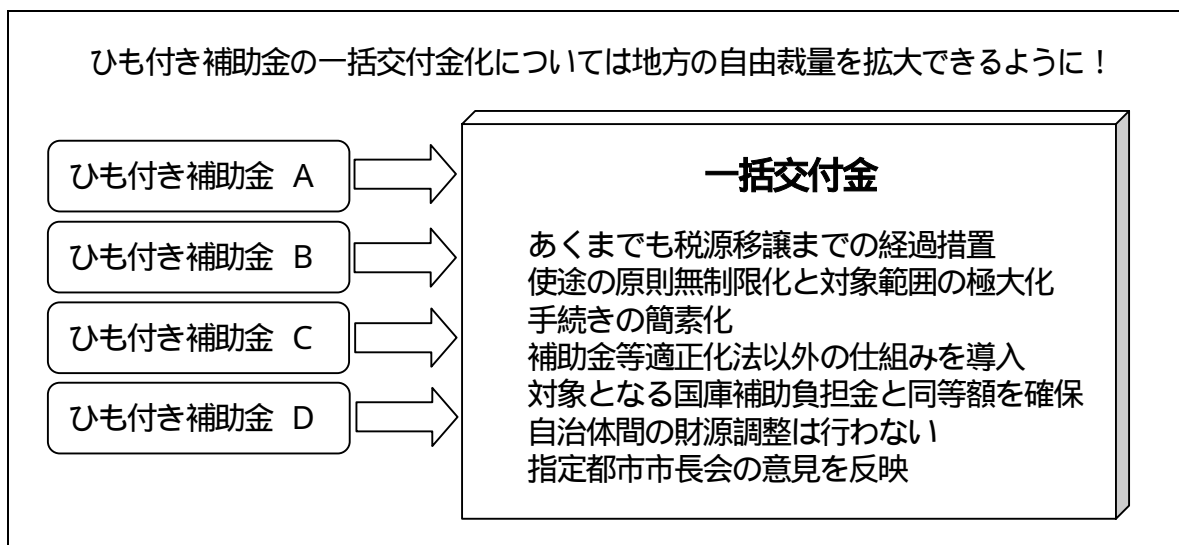
【背景・理由】

- ・菅政権は、去る6月22日に「地域主権戦略大綱」を閣議決定したが、地域主権改革を「地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという『責任の改革』であり、民主主義そのものの改革である」と定義したこと及び同大綱を先送りすることなく、速やかに策定したことを高く評価したい。
- ・一方、個別の項目に目を転じれば、「義務付け・枠付けの見直し」や「基礎自治体への権限移譲」については、具体的な措置に関する一定の結論を得たものの、「国の出先機関の原則廃止」や「ひも付き補助金の一括交付金化」については、今後の議論に取扱いが委ねられるなど、やや踏

込み不足の感を否めない。

- ・「国の出先機関の原則廃止」については、今後、各府省が自ら事務権限の自己仕分けを行うこととされたが、引き続き地域主権戦略会議を中心に議論すべきである。全国一律一斉でなくとも、例えば、九都県市首脳会議の合意事項でもあり、主に首都圏の圏域内で利用されている国道16号の先行移管協議など、地方が率先して手を挙げている取組については、早期の実施を可能とする仕組みを早急に構築すべきである。
- ・さらに、「ひも付き補助金の一括交付金化」については、地方の自由度の観点から、これまで示されてきた原案から大幅に後退した内容となっており、今後の予算編成過程を通じてさらなる骨抜きも懸念されるほか、一括交付金を先取りしたとされる「社会資本整備総合交付金」についても、分野間や年度間を越えての流用について制約があるなど、見直すべき点が多く、地方の自由度の低い制度となっている。
- ・また、各府省の関与を排して、地域主権改革を力強く押し進めていくためには、早急に法制化されるべき「国と地方の協議の場」において、現場である地方の声を十分聞いた上で、真の政治主導による大胆かつ精緻な政策決定が不可欠である。
- ・なお、地域主権改革を進めていくに当たっては、「補完性の原則」に基づき、国と地方の役割分担を大胆に見直し、権限移譲を進めるとともに、税源移譲により確実に必要な財源を充実させ、地方の自由度を大幅に高めることが大前提である。
- ・さいたま市が大都市としての責務を果たし、地域主権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくため、地域主権改革の推進に当たり、以上要望する。

【参考】



国道16号など地方間で合意ができているものは速やかに移管を！

平成21年4月 八都県市首脳会議

・関係都県市が連携して国道16号の移管を求めていくことで合意。
(平成21年4月24日国土交通大臣あて要望)

平成22年5月 九都県市首脳会議

・国直轄事業の先行移管を求めるため協議会を設置し、移管を求める事務の範囲や課題について調整や協議等を行い、事務の受入体制を整備していくことで合意。



国道16号について

起 点：横浜市西区高島町交差点 終点：横浜市西区高島町交差点

通過都県市：神奈川県、横浜市、相模原市、東京都、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市

所 管：横浜国道事務所、相武国道事務所、大宮国道事務所、千葉国道事務所

〔担当：政策局都市経営戦略室副参事 藤澤 英之〕

048 - 829 - 1063〕

新たな大都市制度「特別自治市（仮称）」の創設

〔内閣府・総務省〕

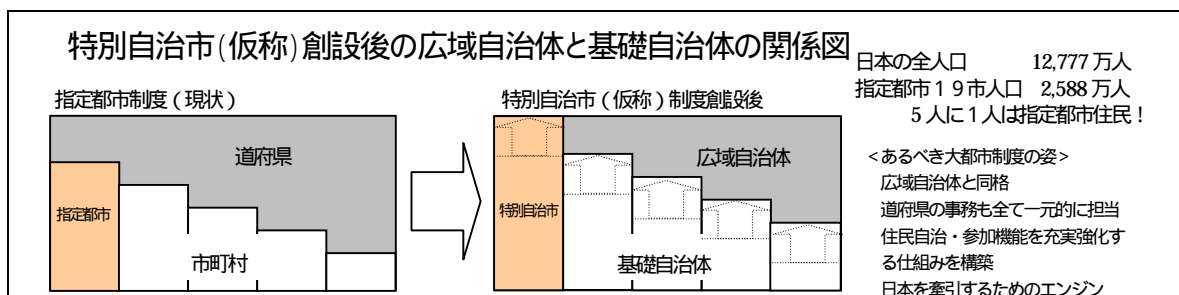
【提案・要望事項】

新たな大都市制度として「特別自治市（仮称）」を創設し、必要な権限と財源の移譲を行うこと

【背景・理由】

- ・さいたま市は、平成13年5月に市町村合併により新たに誕生し、更なる住民サービスの向上を目指して、平成15年4月に指定都市に移行したところである。
- ・しかしながら、現行の指定都市制度は、市に道府県の権限の一部を取り扱わせる特例を積み重ねることで成り立ってきた制度であり、一般の市町村と同一の制度が適用されていることなどから、結果として国や道府県の関与が一部残る極めて不十分な制度となっている。
- ・行政は、住民により身近なところで行われるべきという基礎自治体優先の原則に基づき、大都市が一元的・総合的に、よりよい住民サービスを提供できるよう、現行の制度を一新する大都市制度として「特別自治市（仮称）」を創設することを要望する。
- ・なお、「特別自治市（仮称）」の創設に当たっては、国や道府県の関与を極力排し、自主的かつ自立的な行財政運営を確立するために、大都市への権限と財源の一体的な移譲を行うこと。
- ・また、制度設計に当たっては、本市をはじめとする指定都市の実情及び意向を十分に確認しながら、議論を進めていくことを要望する。

【参考】



〔担当：政策局都市経営戦略室副参事 藤澤 英之〕

048 - 829 - 1063〕

臨時財政対策債制度の抜本的な見直し

〔総務省・財務省〕

【提案・要望事項】

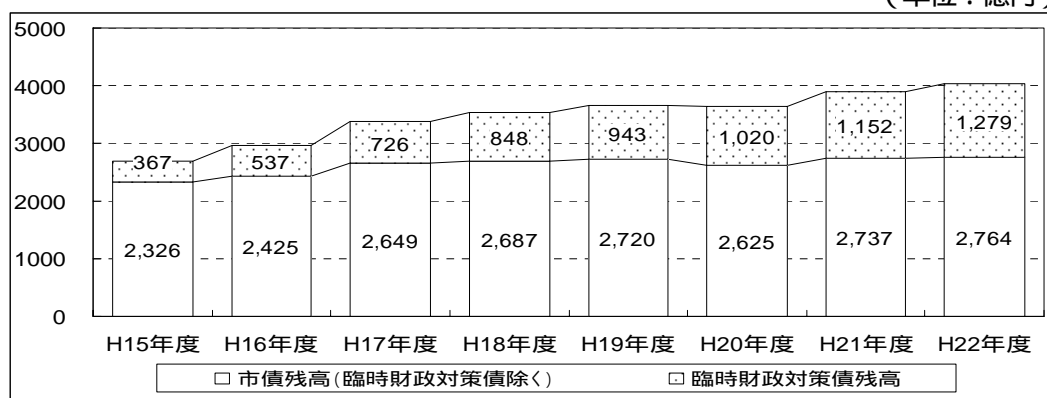
- 1 臨時の制度として導入した臨時財政対策債制度については、再延長を行わないなど、抜本的に見直すこと
- 2 地方固有の自主財源である地方交付税原資の不足額は、地方交付税法第6条の3第2項の規定に従い、法定率の変更により対処すること

【背景・理由】

- ・地方の財源不足を補てんする臨時的な措置として平成13年度から導入された臨時財政対策債制度は、3年間の臨時的な措置のはずであったが、2度の延長で長期化している。
- ・臨時財政対策債は、後年度地方交付税に全額が理論算入されるものの、交付税総額が大きく増加しない中、臨時財政対策債の残高が増加し続けており、地方財政の健全化を損なう要因となっている。
- ・地方行政に係る制度改正若しくは地方財政制度の抜本改正など、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行による負担の先送りではなく、地方交付税法の趣旨に則り地方交付税の法定率引上げにより対処すべきである。

【臨時財政対策債市債残高の推移（さいたま市）】

（単位：億円）



平成17年度は岩槻市合併により市債残高が256億円増。

〔担当：財政局財政部財政課長 高橋 篤 048-829-1150〕

経済・雇用

緊急経済対策事業等の恒久化

緊急経済対策事業等の恒久化

〔内閣府・財務省〕

【提案・要望事項】

緊急経済対策事業など、国策として開始した各種施策の一部については、その期限を設けることなく恒久的な制度とするとともに、引き続き財源措置を講ずること

【背景・理由】

- ・世界同時不況の国民への影響を最小限とすべく、国はこれまで、数次に渡る補正予算等により緊急経済対策として、国民生活の安心を確保するための施策を展開してきた。
- ・地方においてもこれらの施策の方向性に則り、さまざまな施策を実施してきたが、市民生活の安心を確固たるものとするためには、一部の施策については、今後も継続して実施していく必要がある。
- ・については、緊急経済対策等で開始した事業については、地方の意見を聴きつつ、継続すべき事業について検討することを要望する。

【さいたま市が考える恒久化が必要な制度の例】

緊急経済対策事業調査票

事業名	事業概要	制度・財源措置の期限
妊婦健康診査事業	妊婦が健診費用の心配をせずに、必要な回数の妊婦健診を受けられるよう、公費負担による健診回数を、5回から14回に拡大する。	平成22年度
緊急住宅特別手当支給事業	H19.10.1以降の離職者で、就労能力・意欲がある者のうち、住宅を喪失又は喪失の恐れがある者を対象として、家賃を支給。	平成22年度
民間保育所等施設整備推進事業	民間保育所の施設整備費の一部を助成する。	平成22年度
地方消費者行政活性化交付金事業	日曜電話相談の開始等相談事業拡大のため、消費生活相談員を1名増員	平成23年度
ホームヘルパー2級資格取得支援事業	本年4月以降に新たにホームヘルパー2級資格を取得し、3ヶ月以上就労した市内居住者に受講料のうち2万円を上限に助成する。	平成24年度
母子家庭等福祉事業	母子家庭の自立促進を支援するため、高等技能訓練促進費の支給拡大を行う。	平成23年度までに養成機関に入学した者が卒業するまで

〔担当：財政局財政部財政課長 高橋 篤 048-829-1150〕

子ども

子ども手当制度の再構築

子育て環境整備の拡充に向けた制度等の拡充

育児休業給付金給付率の引上げ

子ども手当制度の再構築

〔厚生労働省・内閣府・総務省・財務省〕

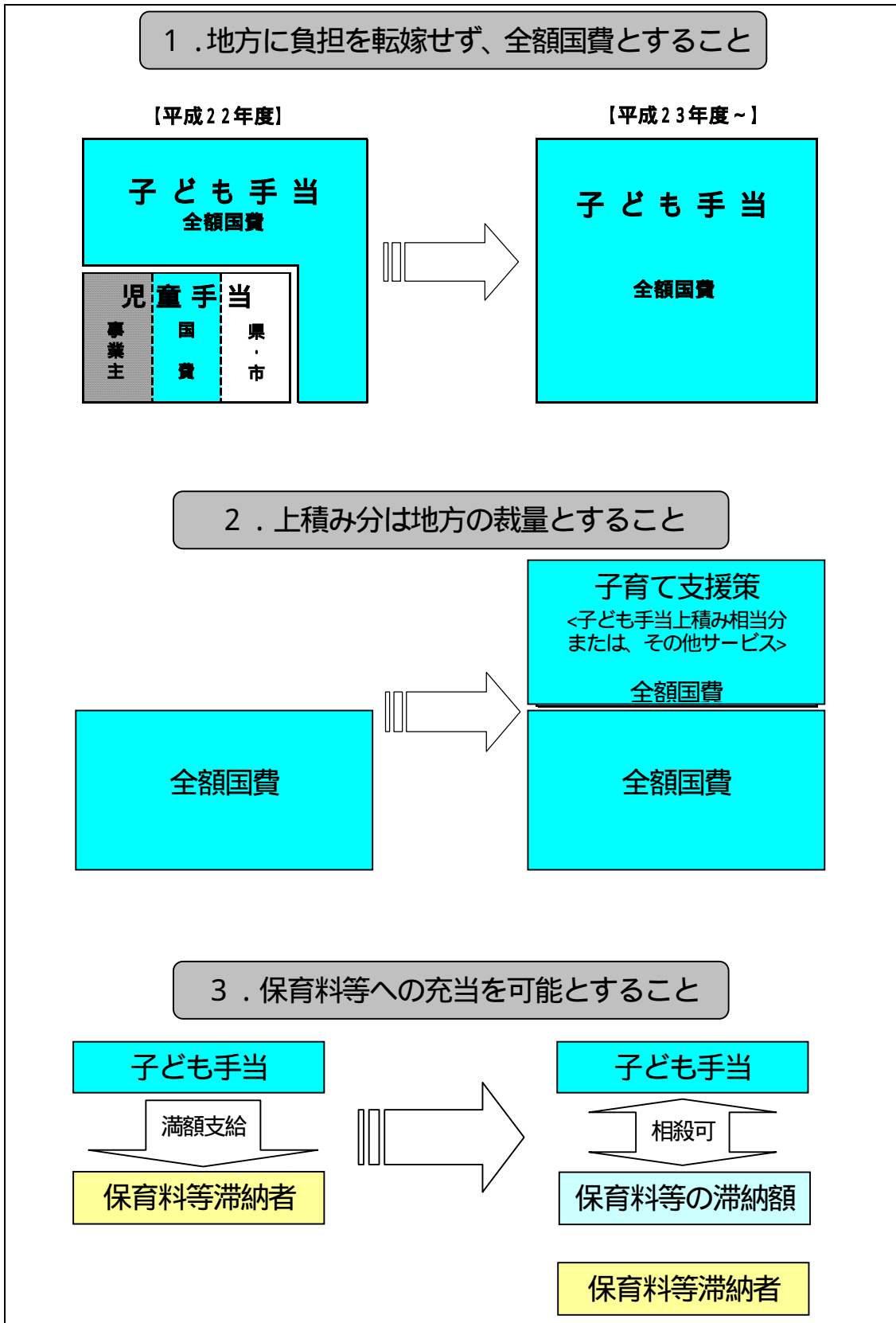
【提案・要望事項】

- 1 子ども手当に関わる費用については、地方に負担を転嫁することなく、全額国費とすること
- 2 子ども手当の上積み分を地方自治体の裁量で子育て支援策を講じることを可能とすること
- 3 子ども手当から保育料及び給食費等へ充当することを可能とすること

【背景・理由】

- ・平成22年度における子ども手当の実施に関わる経費については、当初は全額国費負担としていたが、国の財源不足により、結局、児童手当の負担と同額を地方に転嫁した。
- ・その後の子ども手当の取扱いに関する4大臣の合意文書では、平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討することとされているにもかかわらず、住民税の扶養控除廃止による増収分を子ども手当の財源として活用することが記載されている。
- ・本来、住民税は、市民に行政サービスを提供するための財源として活用するものであり、国の施策を実施するために地方財源を一方的に取り上げられることはあってはならないことである。
- ・子ども手当の上積み分については、待機児童の解消などの課題を解決するため、地域主権の観点から地方の現状に合わせた地方自治体の裁量で子育て支援策を講ずることが可能とする制度とする必要がある。
- ・また、保育料や給食費等の滞納については大きな課題となっており、滞納者については、必要に応じて子ども手当から保育料及び給食費等へ充当することが可能とするべきである。
- ・よって、今後、子ども手当については、地方自治体の実情にあった制度とすることを要望する。

【参考】



〔担当：子ども未来局子ども育成部子育て支援課長 宮田 英男〕

048 - 829 - 1720〕

子育て環境整備の拡充に向けた制度等の拡充

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 保育所の施設整備及び運営基準に関し、地方自治体が国の示す標準と異なる基準とした場合においても、地方自治体が地域の実情にあった施策を推進できるよう、国において財源措置を講ずること
- 2 待機児童解消に向け、市単独保育施策として実施している認可外保育施設に対する国の支援措置を創設すること

【背景・理由】

- ・さいたま市では、次世代育成支援対策後期行動計画「さいたま子ども・青少年^{ゆめ}希望プラン」に基づき、子育て支援のための施策・事業の拡大に積極的に取り組んでいる。
- ・本市では、核家族化の進行や女性の社会進出の増加などに加え、子育て世帯の流入等が多いという本市の地域特性により、保育ニーズが急激に伸びており、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。
- ・そうしたことから、保育所の開設数を増やすことは急務であり、待機児童解消のための積極的な施策の推進や、保育の質の向上など、地方自治体が地域の実情にあった施策を主体的に実施できるよう、地方自治体が国の示す標準と異なる基準とした場合においても、国において十分な財源措置を講ずることを要望する。
- ・また、本市では、社会福祉法人以外の法人による認可保育所の整備や市が独自に定めた基準を満たす認可外保育施設に保育を委託する「ナーサリールーム事業」及び「家庭保育室事業」などの市単独保育施策についても積極的に推進し、待機児童の解消に努めている。
- ・そこで、待機児童の解消や保育ニーズの多様化への対応、保育の質の維持・向上のため、地方自治体が独自に取り組んでいる、いわゆる単独保育施策について、十分な支援措置を早急に創設することを要望する。

【参考】

さいたま市における待機児童数の推移

年月	平成20年 4月	平成20年 10月	平成21年 4月	平成21年 10月	平成22年 4月
待機児童数	219人	446人	177人	361人	154人

市単独保育施策実施の認可外保育施設の状況

(平成22年4月1日現在)

施設数	100施設
定員	3,008人
入所児童数	2,340人
内 認可保育所不承諾の児童数	535人(注1)
事業費(平成22年度)	1,547,535千円

(注1) 認可保育所の不承諾者のうち、市単独保育施策の認可外保育施設に入所している児童(待機児童に含まれない児童数)

〔担当：子ども未来局保育部保育課保育環境整備室長 鈴木 俊行〕

048-829-1887〕

育児休業給付金給付率の引上げ

〔厚生労働省・内閣府・財務省〕

【提案・要望事項】

- 1 母親が産後8週間の間に、父親が育児休業を取得することを促進するため、当該期間中の父親の育児休業給付金給付率を現行の50%から大幅に引き上げ、100%とすることを旨とする
- 2 上記実現のため、必要な財政措置を講ずること

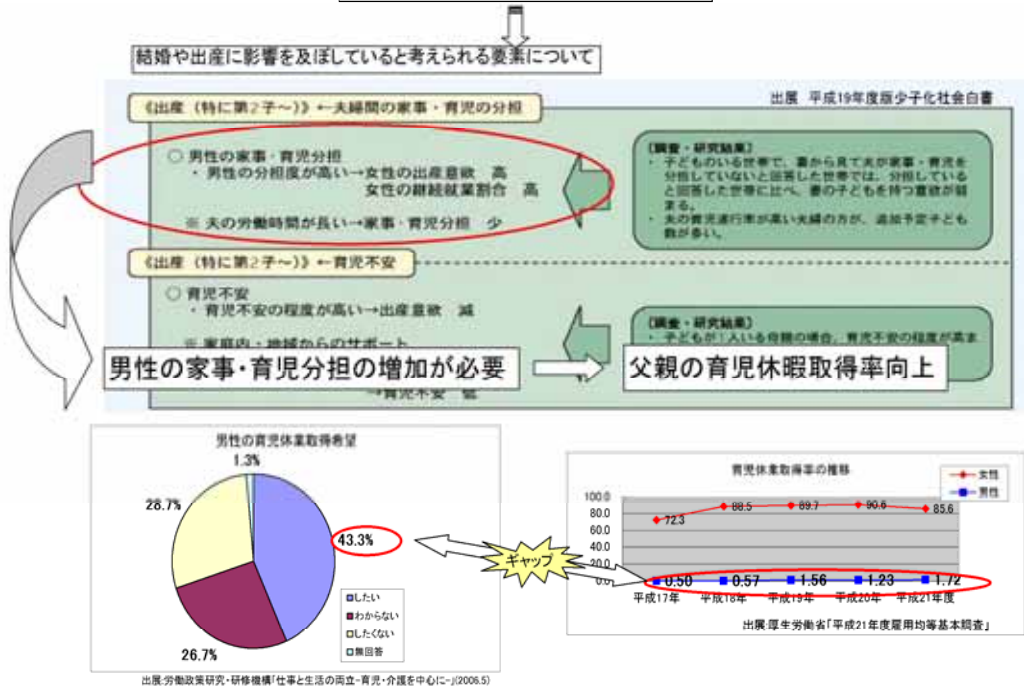
【背景・理由】

- ・出生率は前年と比べて横ばいとなり、回復基調にブレーキがかかり、早急かつ実行性のある対応が望まれている。
- ・女性が第2子を出産する要因として、父親が子育てを行っているかが大きく関わっているとの調査結果が出ているように、少子化対策として、父親の育児を促進していくことは重要な施策である。このため、父親の育児休業取得率の向上については大きな関心が寄せられ、平成22年1月29日に閣議決定がされた「子ども・子育てビジョン」において、2017年（平成29年）までに10%とするとの目標設定がされているが、現実には1.23%（平成20年度）と非常に低い状況となっている。
- ・こうした状況の中、本年4月1日に育児介護休業法の改正が行われ、父母両者が育児休業を取得する場合、育児休業の延長が可能となった。また、産後8週間の期間に育児休業を取得した父親は、再度育児休業の取得が可能となったほか、専業主婦の夫も含めすべての父親の育児休業の取得も可能となった。
- ・しかしながら、多くの家庭においては、父親の収入を主な生活資金としており、現行の給付金制度では、父親の育児休業取得により収入が減り生活基盤を失うことから、取得を妨げる要因となっている。
- ・本来は、育児休業を取得する場合はすべて100%の給付率とすることが必要ではあるが、母親が最も助けを必要とする産後8週間の間については、早急に、現行の50%から100%とすることを旨とし、大幅に給付率を引き上げるよう制度改正すること及びその負担を事業者へ負わせるのではなく、国がその財源を補償することを要望する。

【参考】

現状と課題

合計特殊出生率の低下



対策と効果

父親が育児休業を取得しない理由

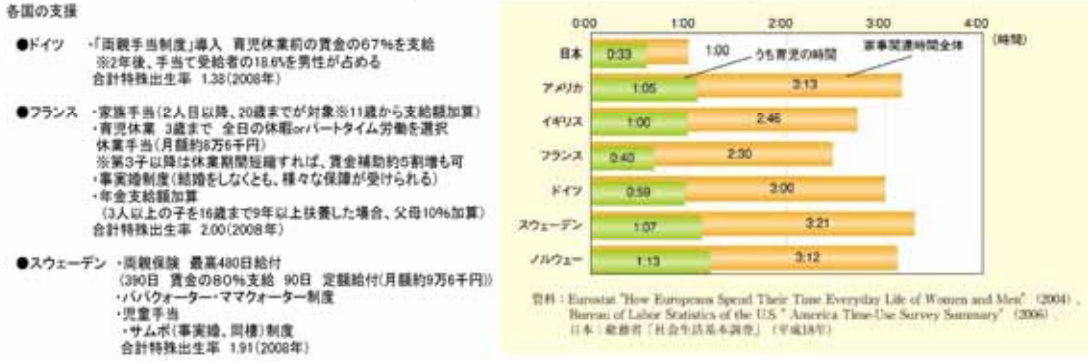
家計が苦しくなる 29% → 育児給付金給付率の引上げ

※2005ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する調査」より

合計特殊出生率の向上

参考

6歳未満児を持つ男性の育児・家事関連時間(週全体)



担当：子ども未来局子ども育成部子育て企画課長 松井 雅之
 048-829-1909

教 育

義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し

公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し

義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し

〔総務省・財務省・文部科学省〕

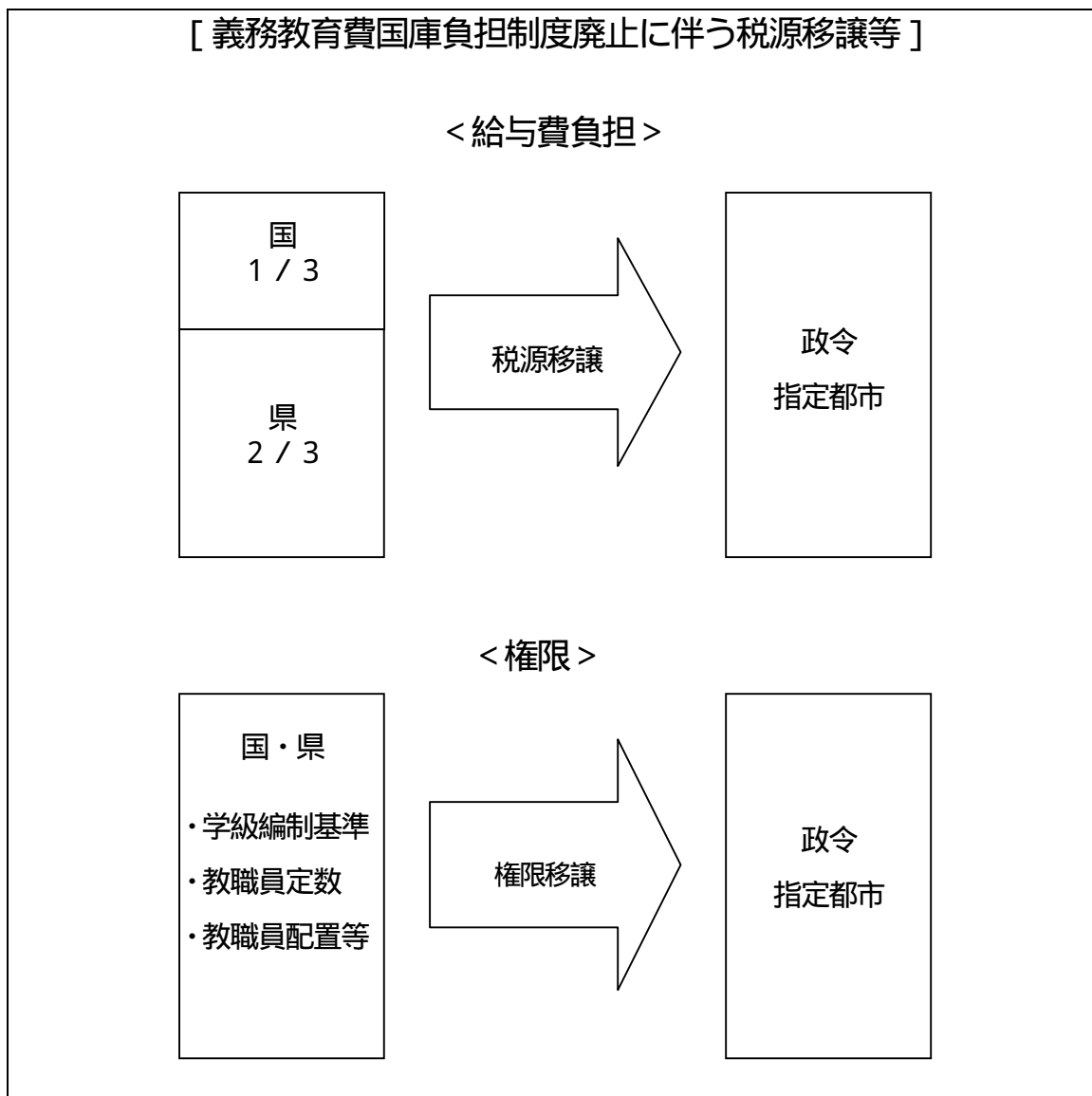
【提案・要望事項】

- 1 義務教育費国庫負担制度については、地域主権改革を実現するため、廃止すること。ただし、教育の機会均等と教育水準の確保を図るといふ義務教育の精神を引き続き尊重し、地方に負担を転嫁することのないように、その所要全額について、税源移譲による財源措置を講ずること
- 2 県費負担教職員制度の見直しにおける給与負担の指定都市への移管は、学級編制、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な権限移譲を前提に、その所要全額について道府県からの税源移譲による財源措置を講ずるとともに、今後急激に増加する退職手当所要額についても財源措置を講ずること

【背景・理由】

- ・さいたま市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に取り組んでいる。
- ・義務教育費国庫負担制度については、国庫負担割合が3分の1に引き下げられ、また、県費負担教職員制度については、平成20年6月に決定された政府の地方分権改革推進要綱(第1次)において、「既に人事権が移譲されている指定都市において、人事権者と給与負担者が一致する方向で検討すること」及び「現在、都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や都道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直す方向で検討すべきであること」との見解が示されている。
- ・地域の実態に即した義務教育を推進するためには、人事権者が安定した財政基盤に立って教職員給与を支給するとともに、自らの権限と判断により学級編制、教職員定数、教職員配置等を決定する必要がある。
- ・義務教育費国庫負担制度や県費負担教職員制度の見直しについては、学級編制、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な権限移譲を図るとともに、地方に負担を転嫁することのないように、その所要全額について税源移譲による財源措置を講ずるよう要望する。

【参考】



〔担当：教育委員会学校教育部教職員課長 宮田 正己〕

048 - 829 - 1650〕

公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し

〔文部科学省〕

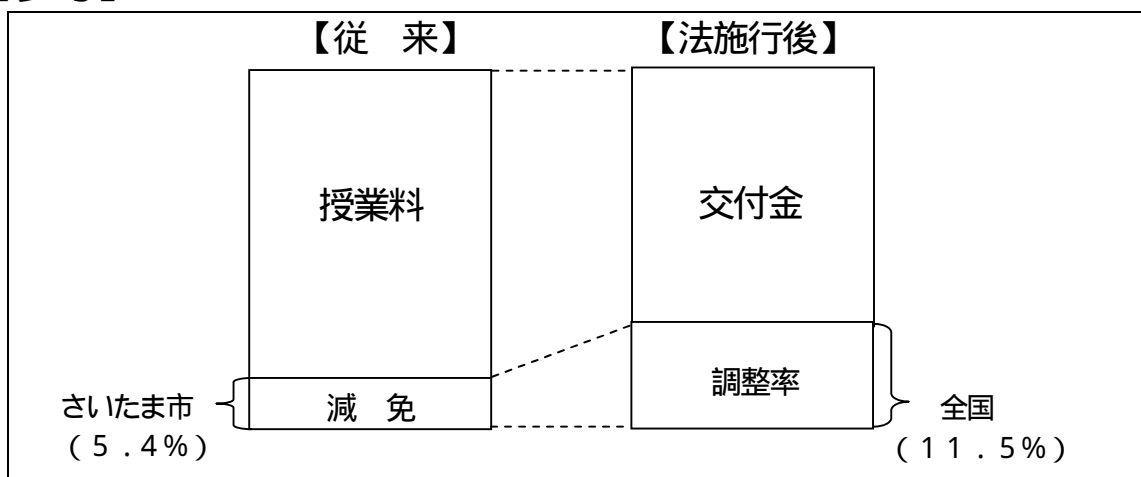
【提案・要望事項】

公立高等学校授業料不徴収交付金は、生徒数に応じた授業料相当額を全額国が負担すること

【背景・理由】

- ・「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が本年4月に施行された。
- ・法により、公立高校の授業料は無償となり、授業料収入相当額が国費により負担されるが、交付金算定は全国一律の調整率（減免率）が設けられ、これにより本市に交付される交付金は、法施行前の授業料徴収額から減収となっている。
- ・地方財政や住民生活に影響を及ぼす事項について、地方に相談もなく制度設計を行うことは、地方公共団体間に不公平が生じるばかりか、政府の掲げる地域主権とは到底相入れないものでもある。
- ・そこで、公立高等学校授業料不徴収交付金は、生徒数に応じた授業料相当額を全額国が負担するよう要望する。

【参考】



〔担当：教育委員会学校教育課学事課長 川本 明〕

048 - 829 - 1644〕

高齡者

高齡者のための新たな医療制度について

高齢者のための新たな医療制度について

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 新たな高齢者医療制度の運営主体については、制度の安定と広域化の観点から都道府県が担い、現在の後期高齢者医療制度と同様、都道府県内統一の保険料率とし、都道府県が保険料賦課を実施すること
- 2 新たな高齢者医療制度の制定に当たっては、市民に混乱を生じさせることのないよう、検討状況を含め、適宜情報提供を速やかに行い、併せて、行政区を有する政令指定都市においても、導入に向けた準備が円滑に行われるよう配慮するとともに、十分な準備期間を設けること
- 3 新制度移行に伴い新たな財政負担が生じる場合については、地方に転嫁することなく、国が責任をもって全額措置を講ずること

【背景・理由】

- ・後期高齢者医療制度は、制度開始以降、軽減措置の導入等の見直しが行われてきたが、十分な周知期間のない中で実施されたことにより、制度への不信感、不安感を生じさせる結果となった。
- ・さいたま市においても、被保険者からの問い合わせへの対応に加え、緊急のシステム改修や予算措置など、大変苦慮したところである。
- ・現行制度は、国において平成24年度をもって廃止することが決定しており、厚生労働省は平成22年7月23日に、新たな高齢者のための医療制度の基本的枠組みとして、年齢で区分することなく高齢者も現役世代と同様に国民健康保険か被用者保険に加入するものとする中間とりまとめ（案）を「高齢者医療制度改革会議」に示した。その中で、高齢者の国民健康保険の保険料については、現役世代とは別に都道府県単位で標準保険料率を定め、それを基に市町村が収納状況等を勘案した保険料率により賦課するとあり、結果的に都道府県内の市町村が統一した保険料率とはならず地域格差が生じる恐れがある。

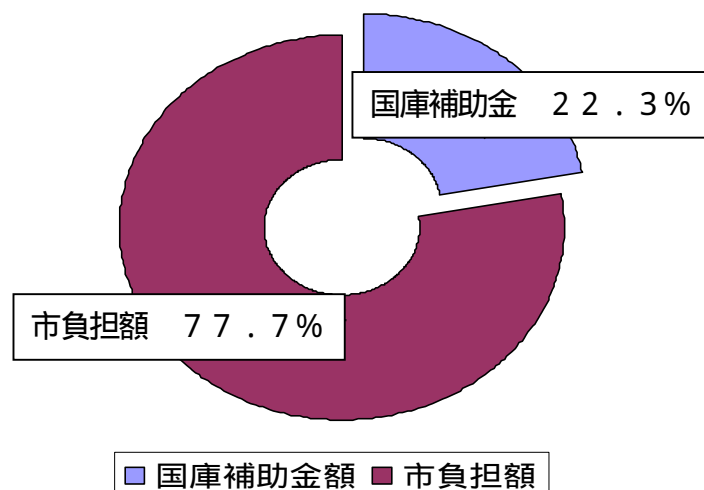
- ・新たな高齢者医療制度の運営主体については、都道府県が担い、現行制度と同様、都道府県内統一の保険料率とし、都道府県が保険料賦課を実施することを要望する。
- ・また、今後の新制度の構築に当たっては、市民に混乱を生じさせることのないよう、必要な情報提供を速やかに行うとともに、行政区を有する指定都市においても新制度への移行準備が円滑に行えるよう、十分な準備期間を確保すること。また、新制度移行に伴う電算システム改修においては、指定都市にも対応したものを構築するとともに、システム改修費等の事務的経費において、市町村に新たな負担が生じることのないよう、財政措置を講じること。
- ・保険料の軽減措置についても、現在は全額措置されているが、引き続き市町村に負担を転嫁することなく、国において全額財政措置することを要望する。

【参考】

全額国庫負担としていた、後期高齢者医療制度に係るシステム改修費の負担割合

改修金額	国庫補助金	市負担額
231,725,760 円	51,662,010 円	180,063,750 円

システム改修費の国・市負担の割合



〔担当：保健福祉局福祉部年金医療課長 中井 達雄〕

048 - 829 - 1237〕

健康・安全・安心

予防接種制度の更なる充実

新型インフルエンザ対策

生活保護受給者の急増対策

国民健康保険財政の確立

介護保険制度の拡充

国民保護の推進

地震防災対策の充実強化

義務教育施設等の整備・改修の促進

消防救急無線のデジタル化に係る支援制度の拡充

予防接種制度の更なる充実

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

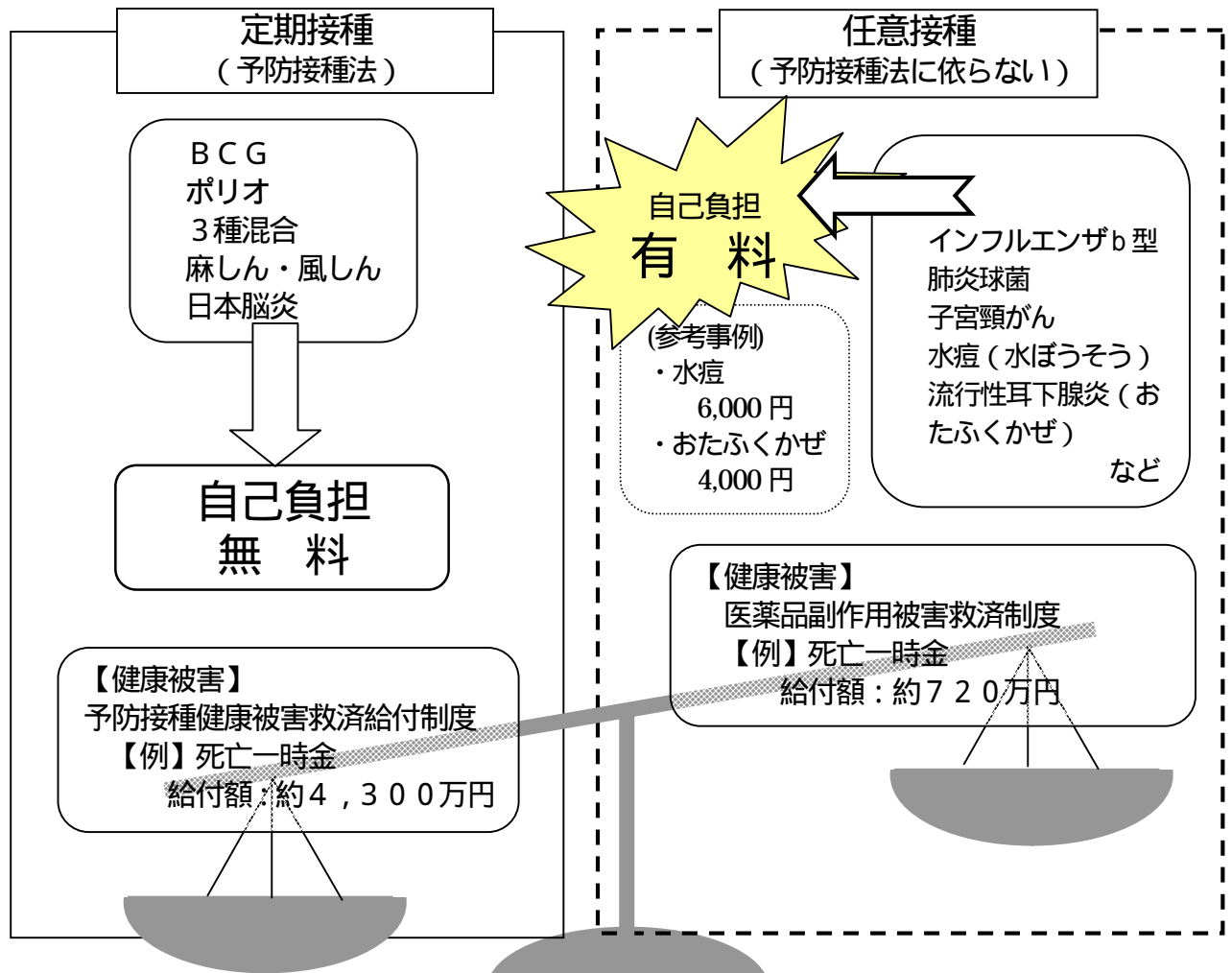
- 1 定期接種の対象外の疾病について、早急に検討を行い、予防接種法の定期接種の種類等の見直しを行うこと
- 2 ワクチンの効能と限界についての普及啓発を進め、予防接種行政を推進するために必要な措置を早急に講ずること
- 3 任意接種についても、万が一の健康被害に対しては、予防接種法と同等の救済を行うこと

【背景・理由】

- ・現在、我が国で行われるワクチン接種は、予防接種法に定める定期接種と、法によらない任意接種に大別されているが、被接種者に金銭的負担を求めない定期接種に対して、任意接種は接種費用が高額であるばかりか、副反応が発生した際の補償についても相対的に薄くなっているなど、健康被害発生時の救済制度について、十分となっていないため、経済格差が健康格差を惹起する状況となっている。
- ・さらに、集団義務接種から個別勧奨接種への転換という流れの中で、ワクチンについての正確な情報を広く普及啓発することが十分に行われていないことや、近年実用化された子宮頸がん予防ワクチン及び20年以上にわたり任意接種として実績のある水痘、流行性耳下腺炎について、法に基づく定期接種の妥当性についての結論が得られていないなど、課題の解決が未だになされていない。
- ・このような問題を解決するため、まずは、“ワクチンで予防可能な疾患はワクチンで予防する”との方針を示すとともに、その効能と限界、接種に伴うリスクを広く国民に周知すること。次に、一定の基準に基づき、安全性と有効性が確認され承認を受けたワクチンは、定期接種に加え、接種により生じた健康被害については、現行の予防接種法に基づく救済制度と同等の救済制度を整備することを要望する。

【参考】

現 状



提案

1. 一定の疾病については、定期接種へ移行
2. 任意接種の救済措置の拡大

〔担当：保健福祉局保健所疾病予防対策課長 嘉悦 明彦〕

048-840-2216〕

新型インフルエンザ対策

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 新型インフルエンザ対策に関しては、強毒型以外の病原性にも対応するよう、行動計画やガイドラインを見直すとともに、法体系の整備を図ること
- 2 新型インフルエンザ対策は、国全体の課題であることを踏まえ、必要経費を全額国が負担すること

【背景・理由】

- ・平成21年4月に発生した豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、当初、ウィルスの性状が明らかでなかったため、国や地方自治体等は、強毒型の新型インフルエンザを想定した行動計画やガイドラインに基づき、対応をとっていた。
- ・新型インフルエンザが、感染力は強いものの、季節性インフルエンザと同程度の病原性・性状であると判明した後も、国は行動計画やガイドラインの見直しを行わず、現状と合わない部分は省令の改正や通知等で対応していたため混乱が生じることとなった。
- ・このことを教訓として、今回の新型インフルエンザのような、強毒型以外の病原性に対応ができる新型インフルエンザ等対策行動計画、ガイドライン、関係法令等の整備を早急に図るよう要望する。
- ・また、新型インフルエンザ対策は、国全体の課題であるにもかかわらず、十分な財政措置がされていないことから、必要経費を国が全額負担するよう要望する。

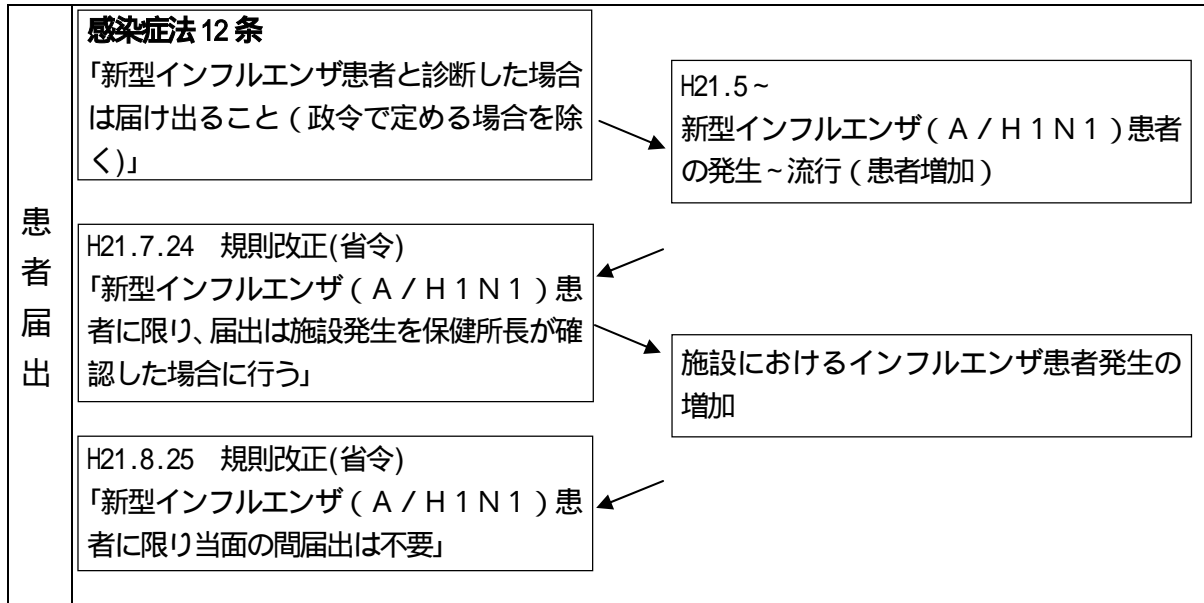
【参考】

< 通知等による急な手続き変更により、対応に苦慮した事例 >

保健所への届出関係

感染症法第12条に、「新型インフルエンザ等感染症」と診断した医師は、直ちに保健所へ届け出ることとされている。しかし、今回の新型インフルエ

ンザ(A/H1N1)については、流行の拡大に伴い、届出が「施設発生を保健所長が確認した場合」となり、その後「新型インフルエンザ(A/H1N1)患者に限り当面の届出は不要」へと、次々と変更が行われた。その時々で、医療機関をはじめとした関係機関への周知を行わなければならない、連携に膨大な時間を費やすこととなった。



発生動向調査や積極的疫学調査などのサーベイランス関係

感染症法第14条及び第15条に、サーベイランスの実施が規定されている。しかし、ガイドラインを含め、調査方法についての具体的な規定がなく、今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)の際も、何らかの科学的根拠が示されることもないまま、次々と「通知」により調査方針が変更されたところである。

サーベイランス	主な通知(文書記載の日付による)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ H21.4.26 健康観察の依頼 ・ 4.29 症例定義に関する通知 ・ 5.8 健康監視について ・ 5.9 症例定義の改定 ・ 5.13 症例定義の再改定、健康監視について ・ 5.22 症例定義の再改定、健康監視について ・ 6.10 早期探知等にかかるサーベイランスについて ・ 6.19 運用指針の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.7.13 定時報告方法の改定 ・ 7.22 積極的疫学調査要綱の改定 ・ 7.24 今後のサーベイランス体制について ・ 8.25 今後のサーベイランス体制について ・ 10.8 今後のサーベイランス体制について ・ 12.14 今後のサーベイランス体制について ・ H22.3.26 今後のサーベイランス体制について

〔担当：保健福祉局保健部地域医療課長 千村 浩〕

048-829-1295〕

生活保護受給者の急増対策

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 住宅手当支給制度など、生活保護制度に優先する「第二のセーフティネット」の恒久化及び拡充を行うこと
- 2 生活保護費・人件費等の地方負担の急増に対して、緊急的に財政措置を講ずること

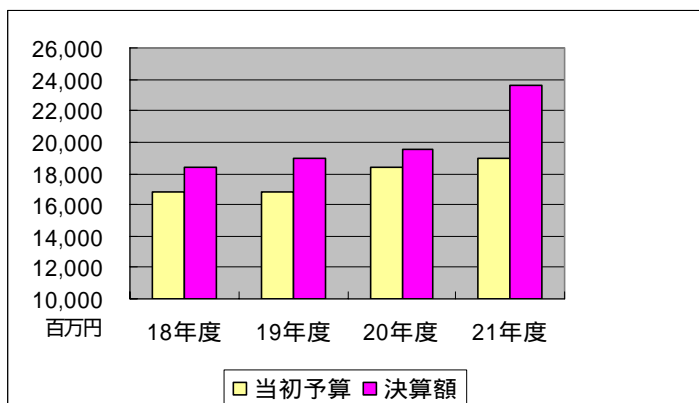
【背景・理由】

- ・本来、生活保護制度は、国民の最低生活の保障というナショナルミニマムとして国の責任において実施され、その経費についても全額国において負担されるべきものであるとこれまでも要望しているところである。
- ・さいたま市においては、徹底した行財政改革を推進する中で、生活保護の分野においては、ケースワーカーの増員を図る等、生活保護行政の適正な運営に努めている。しかし、一昨年都内で開催された年越派遣村を契機として、本市においても雇用・住宅・医療・法律等、ワンストップ的な機能を有した各種相談会等が頻繁に実施され、厳しい雇用失業情勢と相まって、生活保護受給世帯は近年類を見ない増加となっており、それに伴う生活保護費等の増大は本市の財政を圧迫している。
- ・国においては、緊急経済対策の一環として、3年間の時限措置である職と住まいを失った者等への住宅手当支給制度、ハローワークのあっせんによる職業訓練の受講者に対する訓練・生活支援給付等の「第二のセーフティネット」を実施しているが、生活保護受給者の増加に歯止めがかかっていないのが現状である。
- ・そのため、生活保護制度に優先する「第二のセーフティネット」が実効あるものとなるよう、就労支援施策をはじめとする諸施策の改善や拡充を行った上で、全額国庫負担による恒久化を要望する。
- ・また、これらの制度の活用結び付かない、あるいは活用してもなお最後のセーフティネットである生活保護を受給するに至った者に対し必要となる生活保護費・人件費等の財政負担の増加に対して、緊急的な財政措置を講じられるよう要望する。

【参考】

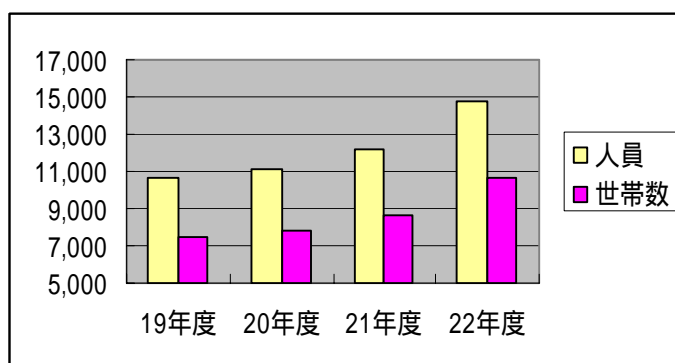
年度別生活保護費の状況(4月1日時点)

1. 予算・決算の推移



	当初予算 (百万円)	増加率	決算額 (百万円)	増加率
18年度	16,841,992		18,398,713	
19年度	16,847,252	1	18,914,623	1.028
20年度	18,408,015	1.093	19,502,778	1.031
21年度	18,965,778	1.03	23,582,388	1.209

2. 生活保護者(世帯)の推移



	人員(人)	増加率	世帯数	増加率	保護率 (‰)
19年度	10,632		7,416		9.0
20年度	11,086	1.043	7,773	1.048	9.3‰
21年度	12,220	1.102	8,696	1.119	10.2‰
22年度	14,819	1.213	10,636	1.223	12.2‰

〔担当：保健福祉局福祉部福祉総務課長 田中 一明〕

048 - 829 - 1250〕

国民健康保険財政の確立

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 医療保険制度の一元化などの医療保険制度改革を早急
に実現すること
また一元化までの間は、都道府県単位で国民健康保険を
一元化していくことが現実的なので、都道府県を保険者と
する国民健康保険制度の再編・統合等を検討すること
- 2 特定健診・特定保健指導の目標値達成度に応じて、国庫
負担や現役世代の拠出金に差を設けないこと
また、健診等の助成基準単価が実勢価格と大きくかけ離
れているので、助成基準単価を見直すこと
- 3 普通調整交付金の収納率による減額措置については、条
件を付すことなく交付するよう見直しを行うこと
- 4 地方自治体が単独事業として、福祉医療制度等を実施し
ている場合における国庫負担金の減額調整措置を早急に
廃止すること
- 5 法令公布の際には、遅延がないよう十分に配慮した対応
をすること

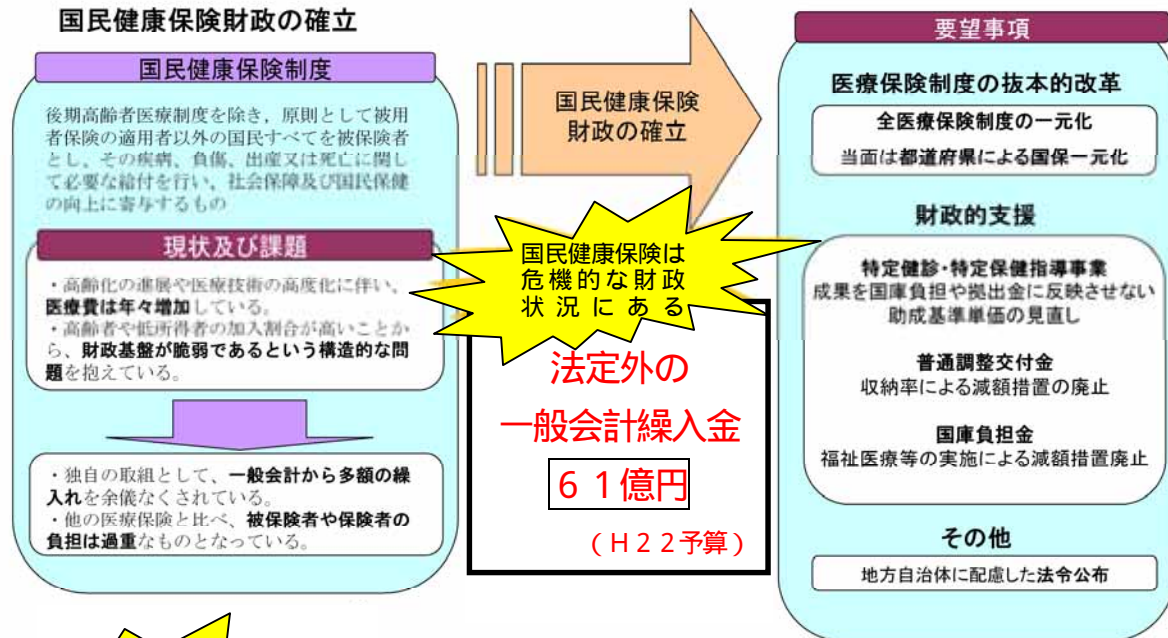
【背景・理由】

- ・国民健康保険は、高齢者や低所得者層の加入割合が高く、財政基盤が脆弱
である上、医療費の増加とこれに伴う保険税負担が増大し、保険者と被保
険者の負担は、過重なものとなっている。
- ・このような中、平成20年度の医療制度改革において、後期高齢者医療制
度の創設をはじめ、前期高齢者の財政調整制度、医療費の適正化を目指し
た特定健診・保健指導の中長期的な対策など、国民健康保険財政の安定を
図る目的で一連の制度改正が行われた。
- ・しかし、国民健康保険制度の構造的問題を解決するものではなく、長期的

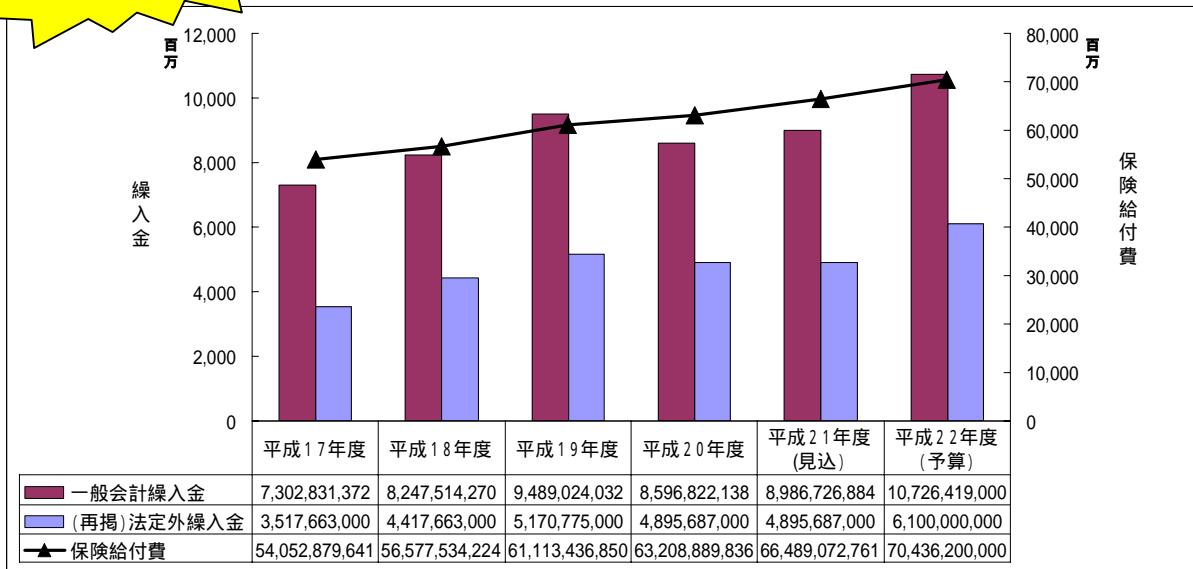
な安定運営のための抜本的な改革には至っていない状況にある。

- ・以上のことから、国民健康保険制度の安定化に向けた早期取組を強く要望する。

【参考】



増え続ける
国保財政支出



〔担当：保健福祉局福祉部国民健康保険課長 藤原 陽一郎〕

048 - 829 - 1277〕

介護保険制度の拡充

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

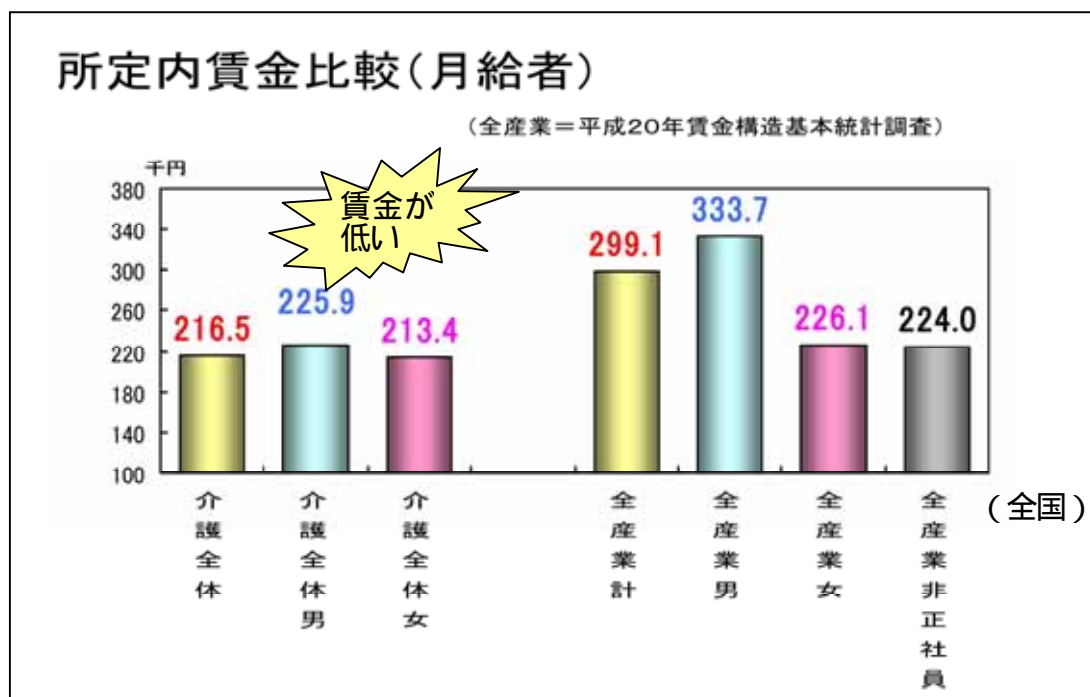
- 1 慢性的な介護人材の不足を解消するため、介護報酬の引上げを行い、介護人材の確保を図ること
- 2 介護報酬の改定に当たっては、介護保険料の上昇や地方自治体の財政負担の増大を招かないよう、調整交付金については別枠化するとともに、公費負担割合の見直しを行うこと

【背景・理由】

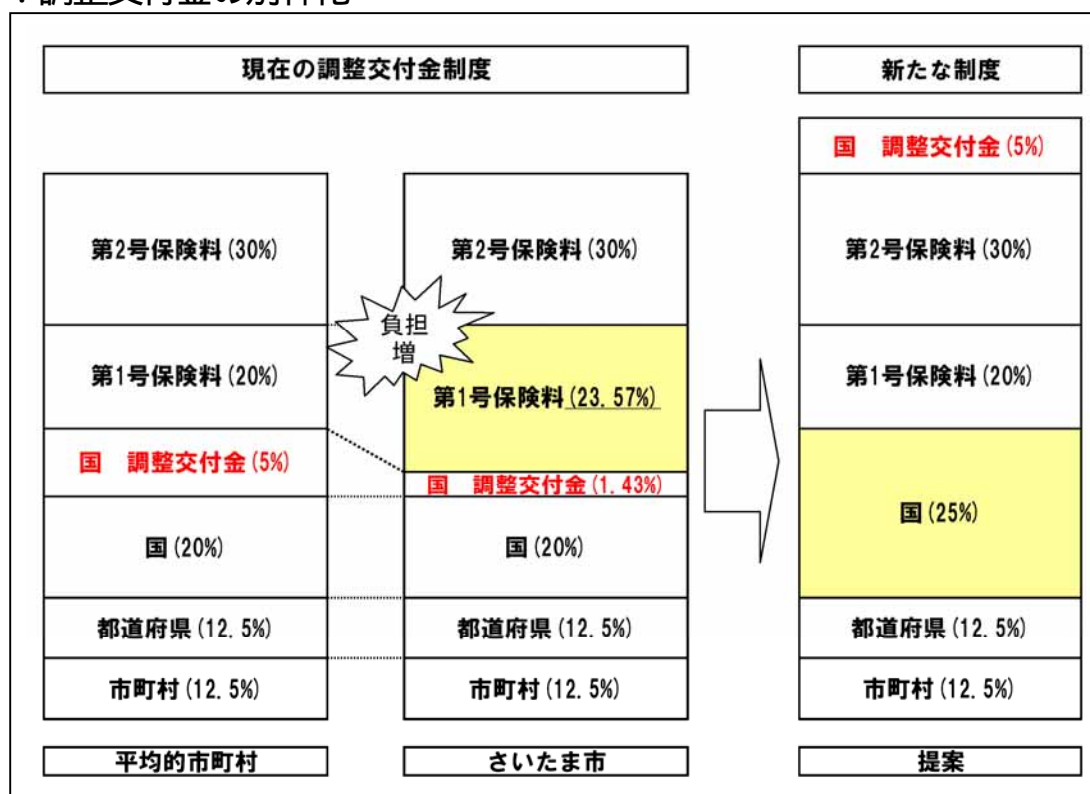
- ・都市部においては、介護従事者の定着率が低く、従事者を募集しても集まらないなど慢性的な人材不足の状況となっている。
- ・平成21年度の介護報酬改定において、介護報酬が3%引き上げられ、平成21年10月には介護職員処遇改善交付金による改善が図られるなど、一定の配慮がなされたところである。
- ・しかし、今回の介護報酬の引上げは、介護従事者の賃金を一律に引き上げるものではないことから、制度を維持していくために必要な人材の確保が図られるよう、介護報酬改定等による影響について、詳細な調査・分析を行い、適切な介護報酬を設定することが必要である。
- ・介護保険制度では、国・県・市が負担する公費負担割合と被保険者が負担する保険料の負担割合をそれぞれ2分の1としているが、第1号被保険者の保険料負担は過重になってきており、第5期介護保険事業計画の策定に向けた制度設計においては、公費負担割合の見直しについて検討する必要がある。また、国が負担する介護給付費負担金の5%に当たる調整交付金は、後期高齢者の占める割合や所得段階別被保険者の割合に基づき、全国平均と調整し交付することとされているが、本市における調整交付金の割合は平成21年度で1.43%であり、調整交付金の減額に伴う不足額は、第1号被保険者の介護保険料に上乗せされている。国の介護給付費負担金については、公費負担割合に基づく国の負担割合を各被保険者に確実に交付し、財政支援が必要な市町村に対しては別枠で支援を行うよう要望する。

【参考】

1. 介護報酬の引上げ必要性



2. 調整交付金の別枠化



[担当：保健福祉局福祉部介護保険課長 中山 正行]

[048 - 829 - 1264]

国民保護の推進

〔内閣官房・総務省消防庁〕

【提案・要望事項】

- 1 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資材等の備蓄に当たっては以下のとおり整備すること
 - (1) N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資材等は、国の責任において確保すること
 - (2) 国は、地方公共団体と意見交換を行い、国と地方公共団体との役割を明示し、地方公共団体が備蓄する場合には、物資及び資材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること
- 2 国は、国民保護にかかる事業を円滑に推進するため、住民の理解を深めるべく、更なる啓発に努めること

【背景・理由】

- ・我が国の政治・経済の中心である首都圏は、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生時には、首都機能や経済機能に重大な影響が出ることが予想され、その事態は、地方公共団体の対処能力を超えるものと危惧される。
- ・国においては、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を制定し、平成17年には「国民の保護に関する基本指針」を制定している。さいたま市では、平成18年11月、「さいたま市国民保護計画」の策定をはじめ、九都県市間における、首都圏の特殊性を踏まえた連携体制の充実など、対策の推進を図っている。
- ・しかし、国は、物資の備蓄などの具体的内容について、いまだ明らかにしていない。まず、国と地方公共団体との役割を整理した上で、国民保護措置は法定受託事務であることを踏まえ、費用については国で負担する必要がある。
- ・また、J - A L E R T の整備等の事業を進めるに当たり、住民の一層の理解が必要であることから、更なる啓発活動が必要である。
- ・以上のことから、国においては、国民保護の推進のため、強いリーダーシップを持って、更なる具体的な対応を図ることを要望する。

【参考】

国民保護において、想定される事態

武力攻撃事態

外部からの武力攻撃については、次の4つの類型を想定しています。

着上陸侵攻



ゲリラ特務部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃



航空攻撃



緊急対処事態（大規模テロ等）

武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する事態であり、次の4つの類型を想定しています。

大規模集客施設等への
化学剤などの散布



大量輸送交通機関の
走行中の爆破



核燃料物質の高速
道路運送中の爆破



都心における
テロの発生



物資及び資材等の
備蓄・整備が
不可欠

住民の避難及び避難
住民等の救援に必要
な物資及び資材

国民保護措置の実施
のために必要な
物資及び資材

〔担当：総務局危機管理部安心安全課長 本田 正樹〕

048 - 829 - 1134〕

地震防災対策の充実強化

〔内閣府〕

【提案・要望事項】

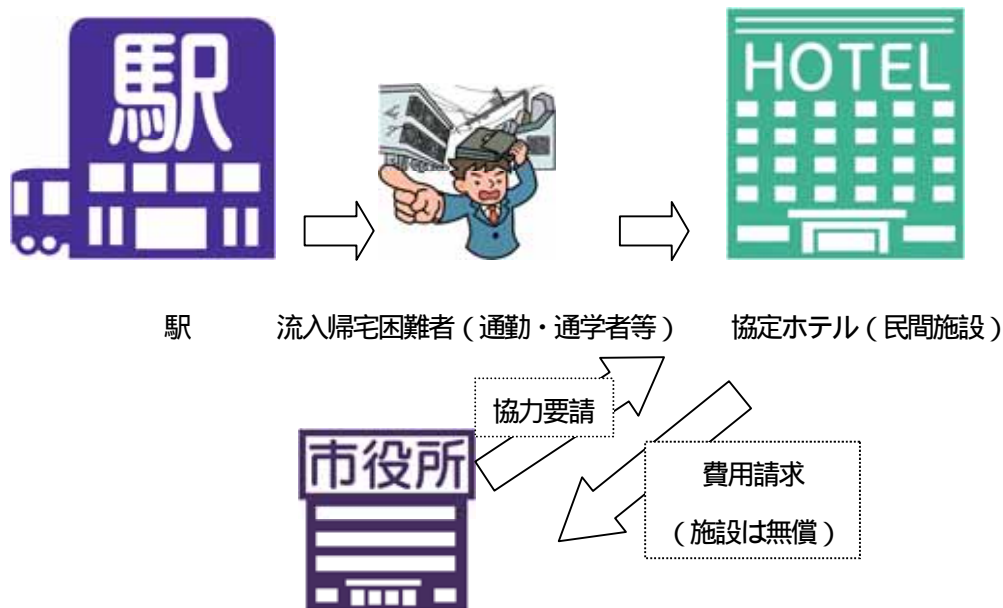
- 1 首都直下地震では、膨大な数の帰宅困難者の発生が予想されるため、滞留する帰宅困難者の一時的な避難所の確保に向けた制度の創設及び積極的な支援を行うこと
- 2 被災者の住宅再建に関する有効な諸施策を推進するとともに、被災者生活再建支援制度における支援金の増額を含めた見直しを行うこと

【背景・理由】

- ・さいたま市を含む南関東地域は、直下地震等の大地震の切迫性が指摘されており、政治、経済の中核機能が集積された地域であることから、大地震が発生した場合、膨大な数の帰宅困難者の発生が想定されている。
- ・本市を含む九都県市においては、共通した問題と捉え、支援策の一つとして沿道の事業者に協力を求め、帰宅途上でのトイレの利用や情報収集が可能な「災害時帰宅支援ステーション」の設置を進めている。
- ・本市では、流入帰宅困難者の対策として、避難所を設置するため、駅周辺ホテル等と施設の提供等について協定を締結している。しかし、帰宅困難者への支援は、広域的な支援体制が必要であり、本市の施策のような民間施設等の利用については、一地方自治体の取組では帰宅困難者全体としての効果が薄いことから、国主導で積極的に取組むことを要望する。また、民間施設の利用には相当の費用負担が発生するため、災害救助法に定める避難所の設置の費用負担に対する基準の適否や見直しを行う等、国の強いリーダーシップによる支援対策を一層充実強化する必要がある。
- ・平成10年に国が定めた「被災者再建支援法」による被災世帯に対する支援金制度も過去に幾度かの改正がなされ、支給要件の緩和や支給限度額の引上げなどが行われたが、現実的な生活再建とはほど遠いことから、支援金の増額等を含め、国の地震防災対策の更なる充実強化について要望する。

【参考】

さいたま市の帰宅困難者支援



さいたま市 流出帰宅困難者想定数
322,447人 (平成17年度 さいたま市被害想定調査報告書より)

〔担当：総務局危機管理部防災課長 大成 義之 048-829-1126〕

義務教育施設等の整備・改修の促進

〔文部科学省〕

【提案・要望事項】

- 1 計画的かつ円滑に義務教育施設等の耐震化、増改築等を行えるよう、必要な予算総額を確保すること
- 2 夏休み等、工事を予定している時期に円滑に実施できるよう、速やかに内示等の措置をすること
- 3 耐震化事業に係る必要な財政措置を今後も継続すること

【背景・理由】

- ・義務教育施設等の耐震化、大規模改造、及び増改築等の整備については、多額の経費を要することから、市単独で実施するのは非常に困難であり、国庫負担等の支援を欠くことができない。しかし、現実には国の予算に限りがあるため、来年度に向けた事業計画の策定が困難な状況となっている。
- ・また、学校教育施設等に係る工数の多くは、学校運営に支障を来さないためにも夏休みを利用しなければ実施が困難であるが、認定、内示等が遅くなると、契約や起工が遅れることとなり、工数の円滑な実施に支障を来すこととなる。
- ・本市においても、小中学校における全保有棟数645棟のうち、昭和44年以前に建築され、築40年以上経過した校舎・屋内体育館が、80棟(12%)を占めており、これらの改築・改修等が喫緊の課題である。
- ・これらの事業を自主的、計画的かつ円滑に実施できるようにするためには、国において、地方公共団体が計画している事業量に見合う財政措置を図ることや、地方が予定した時期に実施できるよう認定、内示等の措置をとることを要望する。
- ・また、学校耐震化事業については、子どもの命の安全に関わる課題であり、先送りできるものではないことから、必要な財政措置を今後も継続するよう要望する。

【参考】



〔担当：教育委員会管理部学校施設課長 原 修〕

048 829 - 1632〕

消防救急無線のデジタル化に係る支援制度の拡充

〔総務省消防庁〕

【提案・要望事項】

消防救急無線のデジタル化に係る支援制度を拡充すること

- 1 消防救急デジタル無線設備の整備費補助金について、基準額の増額及び補助率の引上げを行うとともに、必要な予算総額の確保に努めること
- 2 消防救急デジタル無線設備の整備に当たり、複数年の賃貸借契約による整備についても財政支援対象として認めること
- 3 消防救急デジタル無線設備の整備費について、特別地方交付税による財政措置を講ずること

【背景・理由】

- ・消防・救急・救助活動に必要不可欠な消防救急無線設備については、電波法の改正に伴い、平成28年5月末までに、全ての150MHz帯機器をアナログ方式からデジタル方式へ移行しなければならないこととされている。
- ・消防救急無線のデジタル化は、緊急消防援助隊の円滑な運営、通信の高度化等のほか、占有周波数の狭帯域化による周波数の有効活用を推進するために必要な事業ではあるが、当該事業を実施するためには、多額の事業費が必要となることから、地方公共団体が、本事業を積極的に推進できるよう必要な支援制度を講ずるよう要望する。

【参考】

さいたま市が単独整備した場合の概算整備費用

基地局設備整備費用	1,222,200千円	概算費用積算の根拠 ・基地局数 市内5箇所 ・移動局数 360台
移動局設備整備費用	460,680千円	
設備工事費用	504,864千円	
合計(税別)	2,187,744千円	

〔担当：消防局警防部指令課情報システム推進室長 山岸 一也〕

048-833-9258〕

環境・まちづくり

電気自動車(EV)の普及促進

緑地の保全・創出に向けた制度の拡充

太陽光発電当における全量固定価格買取制度の構築

補償金免除繰上償還制度の拡充

循環型社会の構築に向けて

高速鉄道東京7号線の延伸促進

スポーツに関する施策の充実・強化

電気自動車(EV)の普及促進

〔経済産業省・国土交通省・環境省・警察庁〕

【提案事項】

- 1 EVユーザーへのインセンティブの付与
- 2 充電設備の整備とわかりやすい表示の促進
- 3 EVに関する調査・研究、実証実験等の知見の集積と提供
- 4 リチウムイオン電池についての処理方法の確立
- 5 電気モーター・電池式移動手段に対する専用ナンバーと分かりやすい仕組みの創設

【背景】

- ・さいたま市では、地球温暖化問題における運輸部門対策として、排気ガスの出ない電気自動車（EV）の普及が最も有効な手段の1つと考え、平成21年度からEVの普及を推進するためのプロジェクトとして「E-KIZUNA Project」を推進している。
- ・このプロジェクトの一環として、平成22年4月26日（月）に主催した「E-KIZUNAサミット・フォーラムinさいたま」では、国と参加20自治体の首脳、企業首脳がEV普及の有効性を確認し、さまざまなネットワークを活かし、連携協力する意思を共有した。



- ・また、平成22年5月13日(木)には、サミット参加自治体首脳の総意として、充電設備の整備とわかりやすい表示、インセンティブの付与、普及啓発の推進・支援の3点について、国土交通大臣に直接提言を行った。
- ・これまでのさまざまな機会や各階層における情報交換を通じて、EVの普及に向け、以下の事項について、国策として推進することを提案する。



1. EVユーザーに対するインセンティブの付与

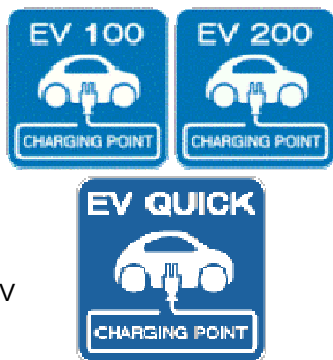
- ・EVは、運輸部門からのCO₂の排出削減効果に寄与するものであり、早期普及が求められている。
- ・このため、高速道路など、自動車専用道路全体における通行料金の時限的減免の早期実現や、サービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)等の休憩施設における「充電可能なEV専用駐車枠」の確保など、国の提唱する温室効果ガスの排出量大幅削減に寄与するEVユーザーに対してインセンティブを付与することを提案する。

2. 充電設備の整備とわかりやすい表示の促進

- ・E-KIZUNAサミットでは、EV普及促進のために「充電セーフティネットの構築」が重要であることを参加自治体が確認し、今後、各地域において、企業との協働などによる普通充電器の面的整備や、主要道路の周辺施設へ急速充電器の整備を推進することとしている。
- ・国においても、国が所管する自動車専用道路への急速充電器の整備を早急に進めるとともに、ドライバーに認識しやすい案内表示の検討・設置を促進することを提案する。



あいちEV・PHV
普及ネットワーク



東京都EV・pHV普及促進プロジェクト



さいたま市から自治体や企業と連携して進める「充電セーフティネット」の表示案（今後、充電能力表示を追加予定）

3. EVに関する調査・研究、実証実験等の知見の集積と提供

- ・ E - K I Z U N Aフォーラムにおいては、産業界と自治体の絆を強化し、EVの普及に連携協力して取り組んでいくことを宣言したが、現在、官民が独自に行っているEVに関する研究や実験について、その効果やデータ等はおのものが個別に保有している状況にある。
- ・ そこで、EVやEVに関連する技術情報、知見等については、国家的な産業育成や雇用醸成の視点に基づき、国が各省庁共通のプラットフォームによって一元的に収集し、集積した技術情報や知見に対して、必要に応じて、パテント等の買い上げも含め、権利関係を整理した上で、国の知的財産として国内企業に無償提供するシステムを構築することを提案する。



さいたま市内10区で「青色防犯パトロール」として活躍中の“各区の色”に塗られたEV

4. リチウムイオン電池についての処理方法の確立

- ・独立行政法人産業技術総合研究所によると、リチウムの可採年数（＝埋蔵鉱量÷生産量）は、2005年の時点で265年（出典：Mineral Commodity Summaries 2005）となっており、携帯機器、ノートPCなどに比べ、はるかに大容量の二次電池を利用するpHV、EVなどへの適用が本格化した場合、石油より早期に生産ピークを迎え、厳しい制約を受ける資源になることが予想されている。
- ・リチウムイオン電池は、活物質と導電助剤、カーボン、集電極との分離に課題があり、リサイクルが難しいとされており、貴重な資源の有効利用と安全性確保のためにも、国レベルにおける処理の技術基準の確立が求められる。
- ・また、リチウムイオン電池の技術は日進月歩であることから、数年後には、はるかに高性能なものが開発され、現在の電池と交換される可能性があり、今後、EV向けを含む多様な種類のリチウムイオン電池が、さまざまな機会を通じて大量に市場に出回る可能性が高く、国が先導して早期に処理方法を確立することを提案する。



5. 電気モーター・電池式移動手段に対する専用ナンバーと分かりやすい仕組みの創設

- ・自動車税は、総排気量などを基準に決められ、電気自動車としてのEVもエコカーとして「グリーン税制」による恩恵を受けている。しかし、本来排気のないEVなどは排気量による区分に適さず、今後は、さらに車として定義しにくいような車両も増加することが想定され、現在の車としての排気量に基づく仕組みが、今後も恒久的に機能することは困難であると考えられる。
- ・「既存交通の隙間を埋める」というEVの得意とする能力を活かすためにも「電気モーター（電動機）で駆動する電池式の移動手段」としてEVを新しいカテゴリーに分類、専用ナンバーを創設し、誰からも税制、車両検査、交通法規等の適用がわかりやすい仕組みとすることを提案する。

〔担当：環境局環境共生部次世代自動車普及推進室長 千枝 直人〕

048 - 829 - 1455〕

緑地の保全・創出に向けた制度の拡充

〔財務省・国土交通省〕

【提案・要望事項】

- 1 緑地を保全するため、相続税の納税猶予制度の創設や評価減の拡充など、税負担の軽減措置を拡充すること
- 2 大都市圏制度を見直すに当たり、近郊緑地保全制度を存続させること
- 3 屋上緑化・壁面緑化を推進するための財政支援策を講ずること

【背景・理由】

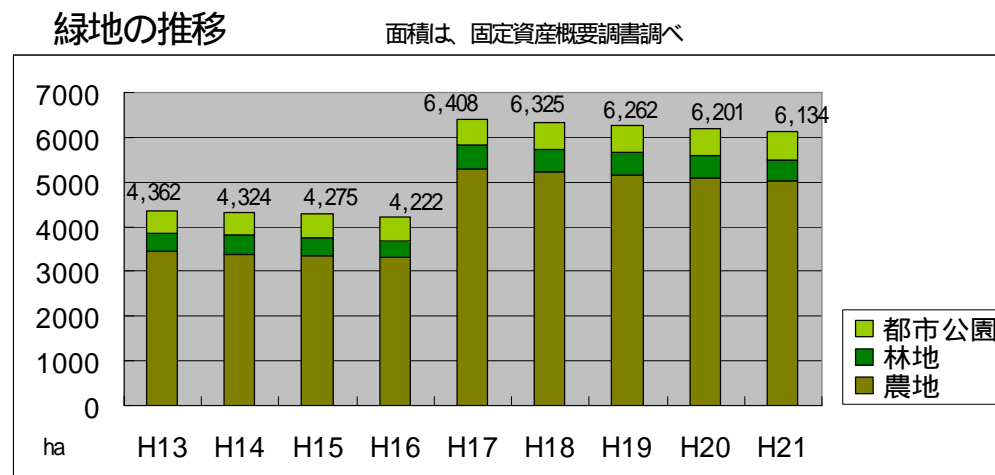
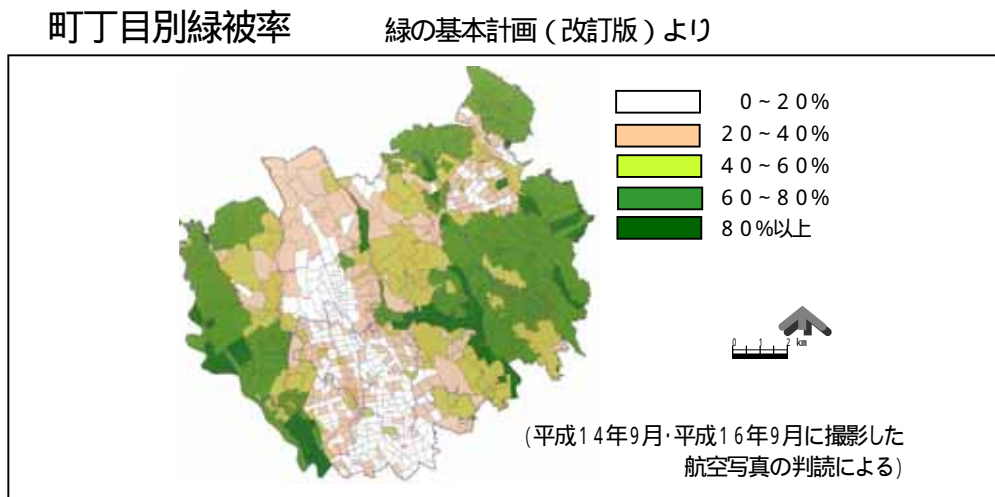
- ・緑はヒートアイランド現象などの緩和や水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、良好な景観あるいは地震・土砂災害等に対する防災などの都市環境を改善する効果があることから、緑を保全するとともに、中心市街地では新たな緑を創出していく必要がある。
- ・こうしたことから、さいたま市では、身近な緑を増やす「みどり倍増プロジェクト」を実施するなど、地球環境への負荷の軽減及び低炭素型都市づくりを進め、環境先進都市を目指している。
- ・本市では、土地所有者の相続に伴い、高額な相続税の納付等のため、緑地を売却しなくてはならない状況が多々発生しており、緑地減少の大きな要因の一つとなっている。
- ・そこで、緑地の持つ公益的機能確保の観点から、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」などの緑地について、相続税の納税猶予制度の創設、評価減の拡充などにより地権者が緑地を持ち続けられるよう、税負担の軽減措置を講ずることを要望する。
- ・市内を流れる荒川は、広大な河川空間であるとともに首都圏における重要な緑地として「近郊緑地保全区域」に指定され、当市を代表する広域的な緑地となっている。しかし、こうした緑地を保全するための有効な手法である首都圏の近郊緑地保全制度が、大都市圏制度の見直しに伴い、廃止となるのではと危惧

している。

- ・そこで、これまでの近郊緑地保全区域の指定による取組などを踏まえ、引き続き、法に基づく広域的な緑地の保全を積極的に推進するため、首都圏の近郊緑地保全制度を存続させることを要望する。
- ・緑地の確保が難しい市街地において、建築物の屋上や壁面を活用することは、新たな緑地を創出する有効な手段であり、当市では、緑化に係る経費の一部を助成する「建築物緑化助成事業」を創設し、建築物緑化を積極的に推進している。
- ・そこで、国においても、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善にも寄与する「建築物緑化助成事業」に対し、支援策を講ずることを要望する。

【参考】

現状

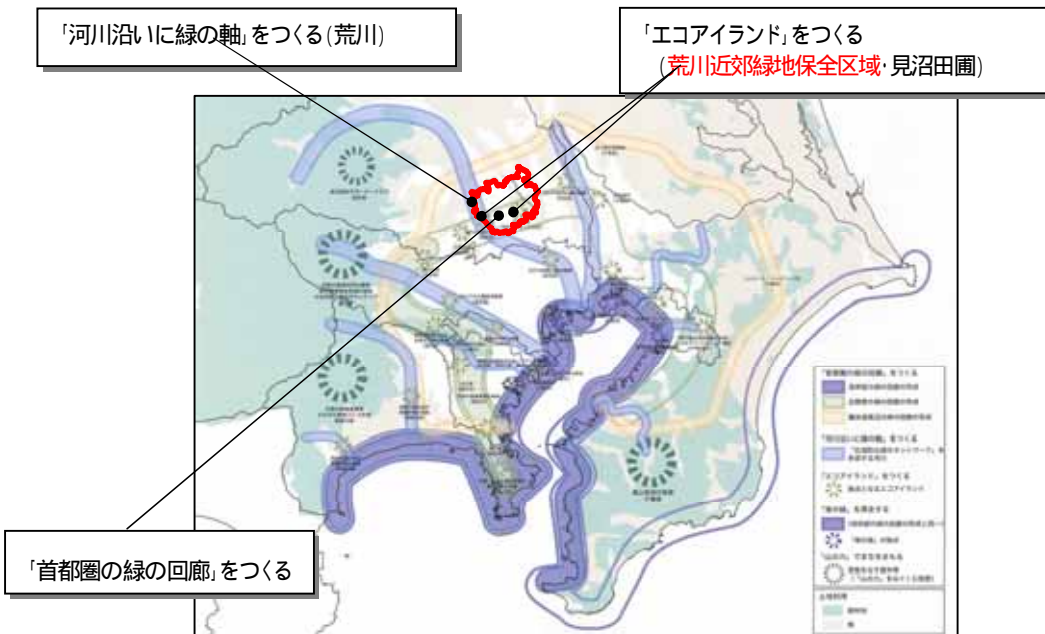


- ・都市公園は、整備を推進し着実に面積が増加していますが、緑地全体としては毎年約60ヘクタールの緑地が失われている。

相続税の軽減措置を拡充について

根拠法令等	名称	相続税	所得税 (買取りの場合)	納税猶予
都市緑地法	特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・延納利子税の軽減(4.2%) ・林地で林業を営んでいない場合8割控除 ・管理協定の締結された土地について更に評価額2割控除 	譲渡所得の特別控除 2000万円	なし
	市民緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間20年以上のときは、評価額2割控除 	なし	なし

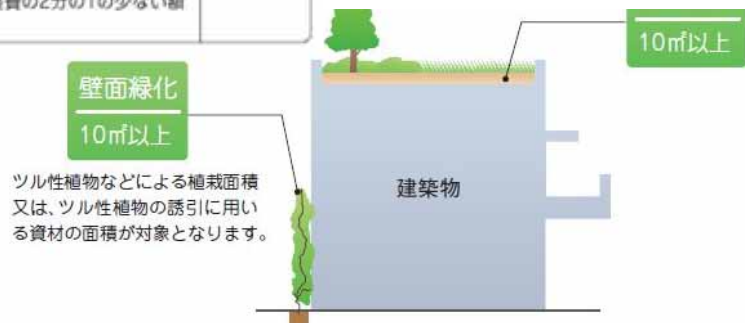
大都市圏制度を見直すにあたり、近郊緑地保全制度を存続すること



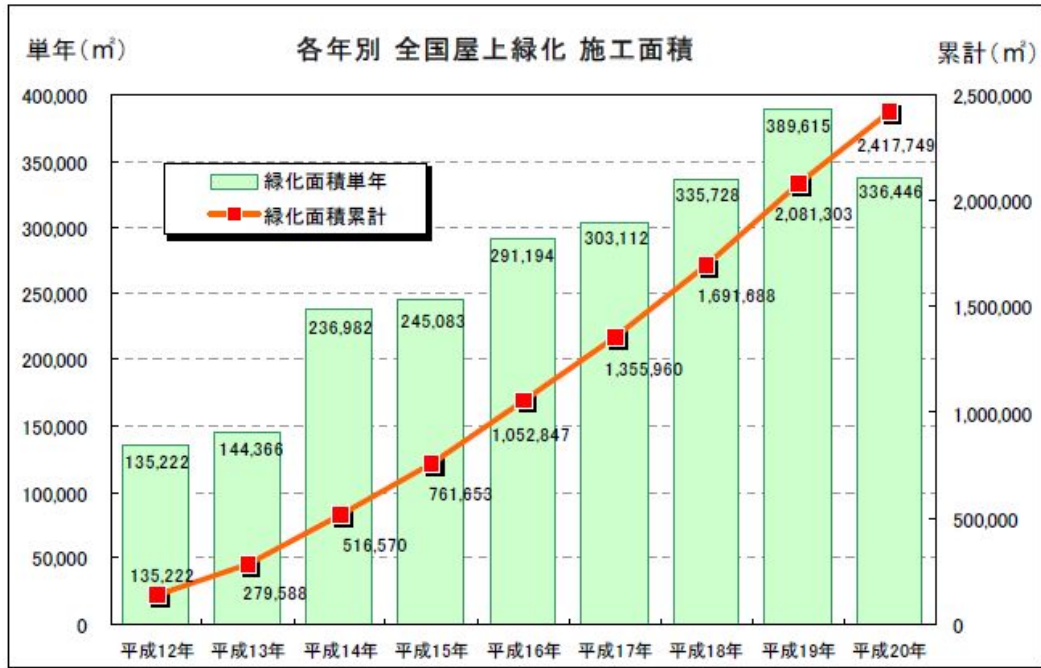
本市の荒川と見沼田圃は、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」にて、保全すべき自然環境として位置づけられている
また、荒川と見沼田圃をネットワークで結ぶことが求められており、広域的な緑を保全するためにも、近郊緑地保全制度は存続する必要がある。

建築物緑化助成金交付概要

対象となる建築物	対象面積	対象金額	
		助成単価又は助成割合	助成上限額
①緑化重点地区内の建築物	屋上または壁面緑化	2万円/㎡×対象緑化面積又は	100万円
②市内の大規模建築物	10㎡以上	対象経費の2分の1の少ない額	



各年別 全国屋上緑化施工面積の推移



国土交通省が実施した施工業者を対象としたアンケート調査による

〔担当：都市局都市計画部みどり推進課長 安田 昌司〕

048 - 829 - 1410〕

太陽光発電等における全量固定価格買取制度の構築

〔経済産業省・環境省〕

【提案・要望事項】

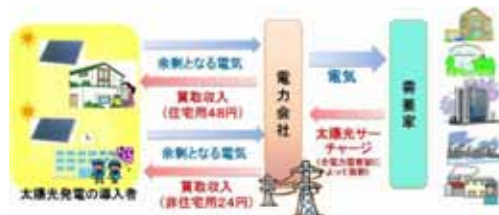
太陽光発電等における全量固定価格買取制度を構築すること

【背景・理由】

- ・政府は、温室効果ガス排出量を2020年(平成32年)までに、1990年(平成2年)比で25%削減することを中期目標として掲げ、2006(平成18年)年実績5.1%であった一次エネルギー供給における再生可能エネルギー導入量率を10%と見通している。
- ・さいたま市域における住宅用太陽光発電による系統連携総件数は、1500件(太陽電池出力4400kw相当)となっており、2009年度(平成21年度)は市として住宅用太陽光発電設備設置補助制度により、577件(太陽光電池出力2,000kw相当)の支援を行った。
- ・また、率先行動として公共施設へ太陽光発電設備を導入するなど、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー普及促進に努めてきた。
- ・しかし、再生可能エネルギーの今後一層の導入拡大を図るためには、より継続性、安定性が担保された導入者に対するインセンティブが必要不可欠であり、国において特に住宅用太陽光発電を対象とした再生可能エネルギー全量固定価格買取制度を早期に構築することを要望する。

【参考】

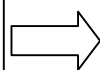
(現在の余剰買取制度)
家庭で発電した電力のうち使わないで余った電力(余剰電力)を、1キロワット時あたり48円で10年間電力会社に売ることができる。



出典：資源エネルギー庁HP

(余剰買取と全量買取の差)

余剰買取の場合
買取電力は発電量の
60%弱
平均余剰率60%弱
(経済産業省集計データ)



全量買取の場合
買取電力は発電量の
100%

全量 - 余剰 = 40%強
買取量の増加は導入者への
有効なインセンティブ

〔担当：環境局環境共生部地球温暖化対策課長 大熊 研二〕

048 - 829 - 1326〕

補償金免除繰上償還制度の拡充

〔総務省〕

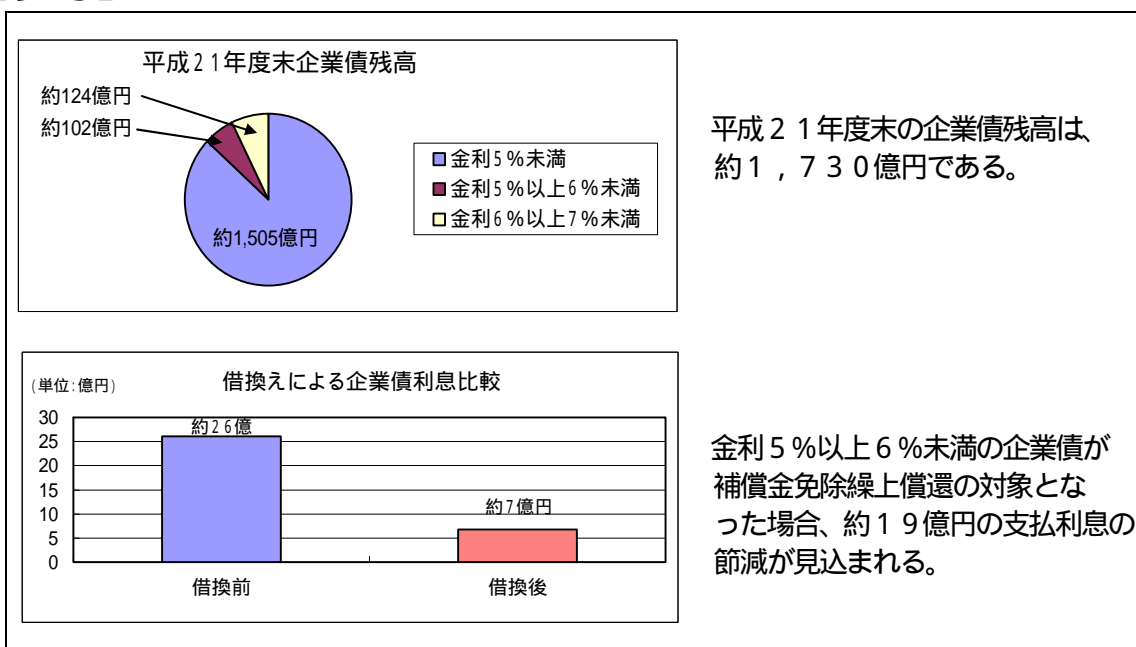
【提案・要望事項】

企業債の金利負担を軽減し、下水道事業の健全化を図るため、補償金免除繰上償還制度の要件である将来負担比率及び公営企業資本費の要件を緩和すること

【背景・理由】

- ・本市では、集中豪雨による浸水被害の軽減や下水道普及率90%達成に向けて、下水道整備を積極的に推進しているところである。その一方で、建設事業費の財源として過去に借り入れた企業債の金利負担が下水道事業経営を圧迫している。
- ・平成22年度から3年間実施される予定となっている補償金免除繰上償還制度については、前回に比べ、財政力指数による要件について緩和となっているが、下水道事業の健全化を図るためには、更なる企業債の金利負担の軽減を図るため、将来負担比率及び公営企業資本費の要件についても緩和することを要望する。

【参考】



〔担当：建設局下水道部下水道財務課長 麻生 俊一〕

048 - 829 - 1874〕

循環型社会の構築に向けて

〔経済産業省・環境省〕

【提案・要望事項】

1 循環型社会の構築推進

- (1)適正処理困難物について、製造業者等による自主回収及び処理についての法的な義務付けを行うこと
- (2)家電リサイクルの円滑な推進を図るため、製造業者等による自主回収ルートの確立、リサイクル料金の前払い方式への変更、指定品目の拡大等、円滑なりサイクルルートの構築を目指した法整備を行うこと

2 旧廃棄物処理施設解体工事の補助対象の拡充

跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない旧廃棄物焼却施設の解体工事に補助金を交付すること

3 PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物の適正かつ確実な処理を促進するため、現行の拠点的PCB廃棄物処理施設の処理体制を強化するとともに、当該処理施設において受け入れていない微量PCB廃棄物や漏えい物等についても早期に処理体制を整備すること

【背景・理由】

1 循環型社会の構築推進

- ・循環型社会の構築に向け、循環型社会形成推進基本法が平成12年に施行されたほか、容器包装リサイクル法、資源有効利用促進法、家電リサイクル法等の諸法が施行されている。しかしながら、地方自治体と事業者の適正な責任分担が明確にされていない等、多くの課題が残されたままとなっている。
- ・特に、スプリング入りマットレス等の適正処理困難物については、製造業者による適正処理ルートが確立されていないため、収集・処理に関しては全て市の負担となっているほか、不法投棄された家電リサイクル法指定品目の回収及び処理費用についても、製造業者による回収ルートが確立されていないため、全て市の負担となっている。

- ・また、家電リサイクル法については、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、法施行から5年が経過したことを受けた見直しが行われた結果、一定の改善が図られたが、要望を十分に反映した内容であるとは言い難い。
- ・については、循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、事業者についても応分の責任分担を求める拡大生産者責任を踏まえた上で、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を更に推進すべく、地方自治体、事業者、国民の適正な負担を定めた法体系の整備を要望する。

2 旧廃棄物処理施設解体工事の補助対象の拡充

- ・現在、さいたま市には、廃止した焼却施設が1施設有るほか、新たに建設する新クリーンセンター竣工後には、2施設の廃止が予定されている。当該施設にはダイオキシン類の存在が考えられ、今後順次解体を予定しているが、廃棄物処理施設等の整備事業を円滑に推進するための、循環型社会形成推進交付金制度では、跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない廃棄物焼却施設の解体工事は、補助金の対象外とされている。
- ・しかし、解体工事を行うに当たっては、周辺住民の理解のもと、ダイオキシン対策を講ずる必要性があることから、費用も高額となり、地方自治体の財政負担を圧迫するものとなっている。
- ・負の遺産ともいえる、ダイオキシン類の残存する施設を廃止後は、速やかに解体撤去する必要があることから、跡地の利用方法に関らず補助金交付の対象とすることを要望する。

3 PCB廃棄物の適正処理の推進

- ・PCB特別措置法において、PCB廃棄物を所有者が平成28年7月までに処理することが義務付けられているが、現状ではその処理が遅れており、期間内の完了が危ぶまれている。
- ・このため、国において、拠点的PCB廃棄物処理施設について、稼働率の向上、設備の増強等により、期間内の適正な処理に向けて処理体制を強化する必要がある。
- ・また、拠点的PCB廃棄物処理施設において受け入れていない微量PCB廃棄物等については、国及び協力施設において実施している焼却実証試験の結果を還元し、早急にその処理体制を整備するよう要望する。特に、PCBが漏れいしている機器等については、緊急に処理されるべきであるため、一刻も早い処理体制を構築すべきである。

【参考】

2 旧廃棄物処理施設解体工事の補助対象の拡充

【停止状況】

クリーンセンター与野 : 廃止日 平成14年4月10日
 クリーンセンター大崎第一工場 : 停止予定日 平成27年3月31日
 岩槻環境センター焼却施設 : 停止予定日 平成27年3月31日

【問題点】

施設内の機器内はもとより、敷地内の土壌からもダイオキシン類の汚染状態が発覚し、汚染土壌対策工事を行う事例が増えている。

【解体に係る概算費用】

約20億円

3 PCB廃棄物の適正処理の推進

【PCB廃棄物の届出・保管状況】

H20年度PCB廃棄物保管状況届出件数 **477件**

PCB 廃棄物保管状況届出件数

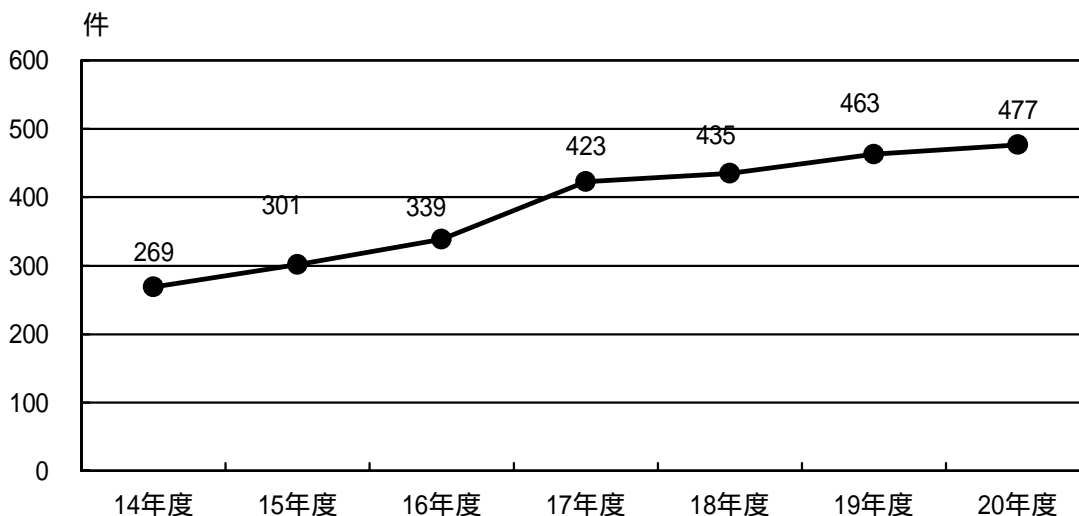
区分	届出件数
既存届出事業所	463
新規届出事業所	14
合計	477

PCB 廃棄物種類別保管状況

種類	数量(個)
トランス	1,420
コンデンサ	7,040
安定器	33,992

【PCB廃棄物の届出状況推移】

PCB 廃棄物保管状況届出件数経年推移

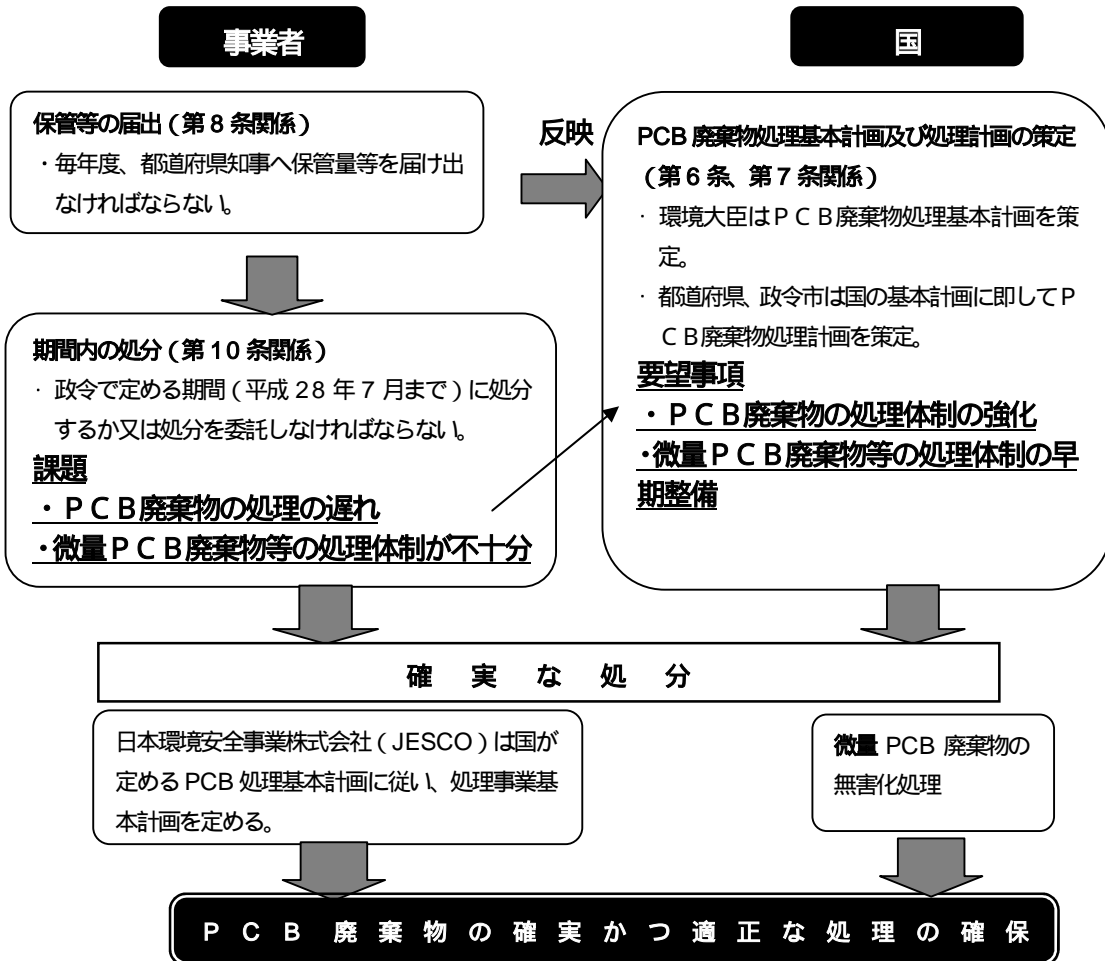


【年度毎のPCB廃棄物種類別処理状況】

(拠点のPCB廃棄物処理施設受け入れ件数 数量：個)

種類 \ 年度	18	19	20
トランス	0	11	0
コンデンサ	0	18	0
安定器	0	1,080	0

【PCB廃棄物の適正な処理に関する課題と要望】



担当

1 循環型社会の構築推進

環境局資源循環推進部資源循環政策課長 伊藤 勝啓 048-829-1333

2 PCB廃棄物の適正処理の推進

環境局資源循環推進部 産業廃棄物指導課長 澤田 伸生 048-827-8506

3 旧廃棄物処理施設解体工事の補助対象の拡充

環境局施設部環境施設課長 金子 雅一 048-829-1339

高速鉄道東京7号線の延伸促進

〔国土交通省〕

【提案・要望事項】

運輸政策審議会答申第18号に位置付けられている「岩槻と都心を結ぶ高速鉄道東京7号線」の延伸事業の促進に向けた支援を行うこと

- 1 採算性の要件である累積黒字転換年次を現行の30年程度から40年程度とするなど、都市鉄道等利便増進法の適用要件を緩和すること
- 2 償還期間の延長や事業費の補助率引上げ、地方負担額に対する財源措置など、都市鉄道利便増進事業に関する国の補助制度を拡充し、計画路線の整備に向けた支援を積極的に行うこと
- 3 公共交通全般に関する国の支援措置を拡充すること

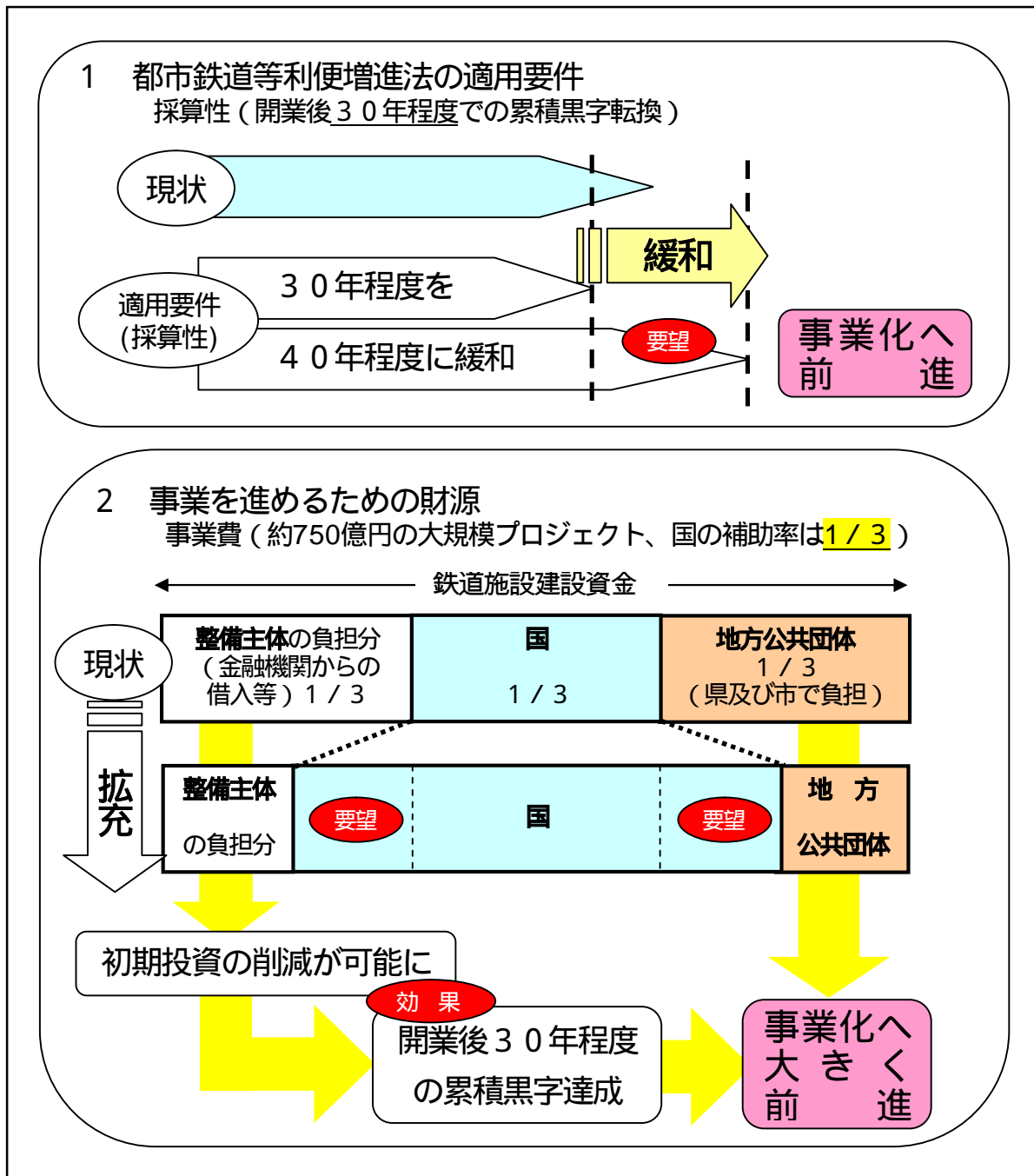
【背景・理由】

- ・ 高速鉄道東京7号線は、「浦和美園から岩槻、蓮田までの区間が、平成27年までに開業することが適当な路線である」と運輸政策審議会答申第18号（平成12年1月27日）に位置付けられており、これまで、さいたま市は、平成24年度末までに都市鉄道等利便増進法の手続きに入ることを目標に、埼玉県と共同で採算性の確保等の検討を進めてきた。
- ・ 当路線を延伸することにより、首都圏の放射状路線である高速鉄道東京7号線と環状路線である東武野田線が結節し、埼玉と都心中央部、神奈川の一都二県を南北に結ぶ機能の強化が図られるとともに、首都圏の鉄道ネットワークの高質化に資する路線となることが期待されている。
- ・ しかし、我が国は既に、少子高齢化・人口減少社会へと突入しており、今後の旅客需要の低迷などが見込まれ、採算性の確保等鉄道事業を取り巻く環境は非常に厳しい局面にある。
- ・ 一方、国土交通省が、本年6月に発表した「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けた基本的な考え方(案)」において、移動権の保障と支援措置の充実、交通体系・まちづくり・乗り物の三位一体の低炭素化

促進、地域の活力を引き出す交通網の充実を大きな柱として示されたが、まさに、鉄道事業は、少子高齢化社会における移動権の確保や地球温暖化への対応、交通網の構築や速達性の向上による地域の活性化に大きく寄与する事業であり、交通基本法の理念、そして、これからの公共交通政策に適する事業であるといえる。

- ・以上のことから、提案・要望事項の1及び2のとおり、都市鉄道利便増進事業の活用を促進するための改善を図るとともに、国の交通に対する基本的な考え方を進めていくため、鉄道事業も含めて、公共交通政策全般に対する国の支援措置を拡充することを要望する。

【事業化に向けての制度面の主な課題と要望の効果】



スポーツに関する施策の充実・強化

〔文部科学省・総務省〕

【提案・要望事項】

- 1 スポーツ振興等の基本となる新たな法律を早期に制定すること
- 2 省庁のスポーツ担当部局を一元化した組織を新たに設置すること

【背景・理由】

- ・さいたま市では、指定都市で初となる「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を平成22年3月26日に制定し、生涯スポーツの更なる振興や、スポーツを広範な分野で活用した総合的なまちづくりを積極的に推進し、市民一人ひとりの身近なところにスポーツが位置付けられる「スポーツのまち さいたま」の実現を目指している。
- ・しかし、我が国のスポーツは、近年、その目的や内容が多様化し、多くの省庁において個々にスポーツ施策を展開しており、スポーツに関する施策の総合的な推進を図るためには、各省庁におけるスポーツ担当部局等の組織の一元化が求められている状況にある。
- ・こうした中、文部科学省では、平成22年7月20日に「スポーツ立国戦略(案)」を発表し、今後、新たなスポーツ文化の確立を目指し、すべての人々のスポーツ機会の確保、安全・公正にスポーツを行うことができる環境整備を行っていくことが示された。
- ・また、同省では、スポーツ振興法を半世紀ぶりに見直し、新しい政策のよりどころとする「スポーツ基本法」の検討や総合的なスポーツ施策を実行するため、関係省庁が相互連携する連絡会議の新設、「スポーツ庁」等の在り方についての検討などに取り組む方針も示されたところである。
- ・本市としては、そうした取組に大いに期待するとともに、「スポーツ基本法」の早期制定、省庁のスポーツ担当部局を一元化した組織の早期設置を強く要望する。

【参考】

本市のスポーツイベントの開催状況

〔過去10年間に市内で開催された主な大規模大会〕

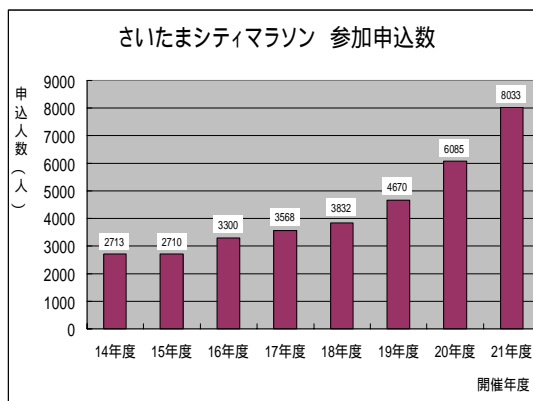
- 2002年(平成14年) 2002 FIFA ワールドカップ
- 2004年(平成16年) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会
- 2006年(平成18年) FIBA バスケットボール世界選手権
- 2008年(平成20年) 全国高等学校総合体育大会(インターハイ)

Jリーグ2チームのホームタウン



ホームゲーム開催による経済効果は年間約170億円

さいたまシティマラソン



参加申込数は7年間で約3倍

〔担当：市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ企画課長 服部 智〕

048 - 829 - 1055〕



さいたま市PRキャラクター

つなが竜ヌウ

日本最大規模を誇る都心緑地空間“見沼田んぼ”の主の子孫。

生まれ育った見沼（ミヌマ）から「ヌウ」と名づけました。
ヌウ = nuにはフランス語で「飾り気のない」「素」の意味があります。

「つなが竜」には、さいたま市の魅力を伝え、人々の「つながり」を深める役割を担う意味がこめられています。

